

平成31年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 平成31年3月5日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成31年3月6日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事兼 企画財政課長	迎雄一朗君	事 業 理 事	川内野勉君	総務課長	山本勝憲君
住民福祉課長	今道晋次君	税 務 課 長	大平弘明君	保険環境課長	藤永大治君
会 計 管 理 者	内田明文君	水 道 課 長	橋川貴月君	産業経済課長	藤永尊生君
農業委員会事務局長	金子 剛君	教 育 次 長	水本淳一君	建設課長補佐	松田貴継君
建設課長補佐	宮原良之君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	濱野 聡君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 2番 浜野 亘 議員

(2) 1番 永安 文男 議員

(3) 6番 橋本 義雄 議員

日程第3 議案第1号 佐々町職員定数条例の一部改正の件

日程第4 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

日程第5 議案第3号 佐々町学童保育条例の一部改正の件

日程第6 議案第4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件

## 9. 審議の経過

(10時00分 開議)

### — 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成31年3月佐々町議会定例会の本会議2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

### — 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則の規定により、9番、川副善敬君、1番、永安文男君を指名します。

### — 日程第2 一般質問（浜野亘議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を、昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、2番、浜野亘議員の発言を許可します。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

おはようございます。2番、浜野亘でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告一覧表のとおり、4つの項目についてお尋ねをしたいと思います。

私は佐々町をもっとよか町にするため、質問と提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、冒頭に謝罪を申し上げます。

昨年の12月定例会報告の2月1日に発行いたしました佐々町議会だよりにおきまして、町長の答弁の中で、「10月11日は言っていない」を「発言していない」と理解すべきところを、「出席していない」と私の聞き取り間違いがありました。訂正し、お詫び申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。

まず、最初に質問ですけれども、本町で児童虐待があった場合の対応についてお尋ねをしたいと思います。

近ごろ、新聞では児童虐待の記事をよく目にします。昨日も佐世保市の議会では、過去の記

録を破ったように、174件の虐待の相談があつているようでございます。30年度の1月分までの集計でございましたけども、12月定例会でも9番議員が質問されましたが、とりわけ香川県から引っ越しして、東京都目黒区で昨年3月に亡くなられた5歳女兒は、ノートに「もう、お願い、許してください」という訴えや、沖縄県から引っ越しして、千葉県野田市でことし2月に亡くなられた10歳女兒の件は、アンケートに「暴力を受けています」と訴えをされながら、保護者が子どもに会わせてくれないといった行政機関の危機意識が弱いことがうかがえますが、このような事案があつた場合の本町の対応について、お尋ねをします。

具体的に申しますと、最近警察署へ児童の虐待の疑いで通報が数倍ふえたと聞いております。また、長崎県内でも15人の子どもたちが、安全確認ができていないそうです。

そこで質問ですが、1点目、虐待を疑いの事例で警察署へ通報された場合において、本町に連絡がなく、児童相談所と警察署が対応することになり、本町は情報が得られないというふうに思っております。

また、2点目、他県から転入してこられた場合に、前住所地での管轄児童相談所から引き継ぎをされている場合において、当然ながら、児童相談所や警察署が安全確認をされると思えます。その後は本庁が対応することになると思いますが、個人情報保護の観点から、教えてもらえるのか心配です。児童相談所と連絡調整ができていますのか、お尋ねをします。

よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私のほうから全般的に説明させていただきたいと思っております。

先ほど、浜野議員がおっしゃったように、大変痛ましい虐待ということで、テレビ等でいつも報道されているわけでございますけど、この御質問のような児童虐待に係る案件についてということ、本町の対応についてでございますけど、これは案件については疑い期とそれから対応期、それから通告期というような段階で整理しているところもあるところであります。

まずは疑い期ということの対応としまして、教育委員会や健康相談センター、保育所などにおいて、今までと状況が変わったと考えられるが、直接的な証拠が出ない時期などにおいて、各機関においても対応をしているところでございまして、このような段階では状況把握に努めながら、関係各機関等において、見守りとか支援を行うということになるわけでございます。

次に、対応期であります。対応期である児童にあざ等とか、いろいろなこう、見つかった場合ですね、保護者への確認を行う時期などにおいては、要保護児童対策地域協議会を開催するなどして、関係機関との情報を共有しながら、必要に応じて、児童相談所、それから警察などに参加をいただきまして、ケースの重症化に至ると判断されるケースでございまして、これにすぐ対応できるような体制を行うということになるわけでございます。

それから、通告期という段階でございますけど、これは保護者の虐待等の状況から確定的になったときなどを想定しておりますが、そうした場合には児童相談所に通告して、一時保護などの対応をしていただくということで、虐待の進行の防止の対応ということになりまして、以上が本町における虐待と思われるようなケースの対応を行っているところでございます。

それから、転入転出の情報ということで、今、お話がありました。この場合は、御質問の懸念がありますように、転入転出によって児童相談所関連の情報の共有でございますけど、共有がなされたとしても、市町村間での情報共有というのはスムーズに行われるかはわからないわけでございます。

特に、未就学児のようなケースでは、市町村の対応が遅れる可能性も否定できませんので、

警察が入る必要があるような場合、あるような重篤な案件については、関係機関との情報共有が極めて、先ほど御指摘がありましたように、必要になるのではないかと、極めて重要になるのではないかと、今のところ考えているわけでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

前段の話をわかった上で質問をしておりますので、具体的に2点を質問したわけですよ。だから、一般の方が警察署に通報、虐待の疑いがあるんじゃないかと通報されたときに、対応は町じゃなくて警察署と児童相談所がされるわけですから、その後どうするのかと、それは連絡、児童相談所と密に連絡がとれるのかという質問をしたんですよ。

2点目は、全国各地から転入、佐々町に来られたときに、虐待の事例があった方が来られたときには、きちっと連絡をしていただかないといけないので、そういう場合の連絡、児童相談所との連絡がとれているのかという質問を具体的に申し上げたのに、一般的な最初の対応の説明で追われて、連絡、調整をしないといけないというような希望的、だから、危機的な意識が薄いというのはそういうことを申し上げているので、担当課長からでもいいですから、その辺はちゃんと児童相談所と連絡をとれているのか、回答をお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、1点目の警察のほうに一般の方から通報があったときの話ですけれども、警察のほうで判断されて、町のほうに情報提供すべきかどうかを判断されるというふうなことになるかと思えます。

それから、2点目ですけれども、町としましては、児童相談所とは連携がとれているというふうに判断をしているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

今の回答であれば、警察署の判断でということになってしまいますよね。実際虐待があっている状態の中では知りえないことも想定されるので、そのところはしっかり対応していかないといけないんじゃないかと思えますので、まずですね、ちょっと時間が過ぎてしまうので、児童福祉法第11条第1項について言いますけども、市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他、必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うことというふうに、児童福祉法では児相の業務を規定してありますから、その辺できちっと連絡調整を図っていただきたいというふうにお願いを、1問目は終わりたいと思えます。

次に、2問目、保育料の無償化に伴う公立保育所の運営についてお尋ねをいたします。

幼児教育、保育の無償化が、ことし10月から開始されます、消費税の10%引き上げに伴ってですね。少子化対策や低所得者層への教育の機会の提供ということで、保護者にとっては喜ば

しい面もありますが、市町村の負担割合は4分の1のままでも、利用者の保育料が必要経費に算入され、町は負担増となります。

また、公立保育園等においては、佐々町では第二保育所ですね、国からの助成はなく、町が全額負担となっています。今後の保育所運営について、どのようなお考えなのかお尋ねをします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

御質問の幼児教育、それから保育料の無償化にと、子どもの子育て支援改正法案が、2月12日に閣議決定されたということで、10月1日から実施されるわけでございます。

この御質問の、市町村の負担する財源でございますけど、制度導入の初年度になる平成31年10月から、半年分については全額国費で負担するというようにされているわけでございます。これは、私立、公立の幼稚園などに係る全ての地方自治体の経費を、全額国が負担するというものでございます。

先ほど議員の御懸念がありました2020年以降の市町村の負担ということでございますけど、現時点で示されています財源の負担のあり方は、自治体の負担軽減に配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担が基本となっております。消費税の増税分を活用し、必要な地方財源を確保するというようにされております。こうした財源負担の考え方というのは、さきの三位一体改革の際の公立保育所に係る経費を一般財源、いわゆる地方交付税の基礎、基準の財政需要額に算入されておりますので、現行制度と同じ負担ということになるわけでございます。

しかしながら、教育無償化に係る負担額が、地方消費税の額を上回るというような場合は、地方交付税の増額要因となるわけでございまして、こうした市町村の財源の負担を踏まえて、今後保育所の運営を現状のまま公立で進めるのか、民営とするのかという御質問かと思えます。

民営化という方針は、公立保育所の運営に係る財源負担が一般財源にされたことを踏まえまして、主張してきておりまして、現時点においてもそのような考えは持っているわけでございます。

しかしながら、その時期をいつにするかというのは、まだ明確に示せる状況ではありません。これはやはり、今、発達障害者のお子さんや医療的なケアを必要とするお子さんなど、私立保育所では対応が困難なケースもございまして、そうしたケースを対応できるケースが公立だとすれば、その役割を果たさなければいけないとも考えています。

それから、佐々町の子どもたちをどのように育てていくかということも、公立保育所であるからこその、私立保育所との連携ということももうまく行くこともあるのではないかと考えていまして、いずれにしても、民営化という方針をもとに進めてきた結果、実態としましては、正規の保育士が不足している現状もありますので、来年4月からスタートします会計年度任用職員などの対応という課題としてもございます。

しかしながら、町としましては、今後こういう子育て支援制度を大きく変化するなかで、やはり民営化などを今後部分も十分考えて、やはり見きわめる時間というものも必要じゃないかと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

**2 番（浜野 亘 君）**

ありがとうございます。もし民営化という場合においては、保育士は配置転換になりますので、早目に計画を示していただいたほうがよいかと思います。

それと、幼児教育、保育の無償化が実施されると、今まで家庭で保育されていた方が無料となればですね、お友達ができ、いろいろと勉強ができるので、幼稚園や保育園に預けられると、保育士不足が助長されるようになっていくのではないかと心配しております。

本町でも、現在は待機児童はいませんが、その待機児童が発生するようなことも懸念されますので、十分に状況を見て進めていただければというふうに思います。

それでは、3問目に移ります。

ちょっと最初に時間が結構過ぎましたので、順番を変えさせていただいてよろしいでしょうか。3番目の質問は副議長からも質問があっているものとダブりますので、時間があれば質問させていただきたいと思います。

4番目の件について、先に質問させていただきたいと思います。

公共である広報さざでの情報の正確性についてお尋ねをします。

広報さざ2月号において、西九州させぼ広域都市圏連携事業の記事が記載されていましたが、町議会としての賛否の結果が出されました。そこで、公費で発行されている広報紙により、住民の方へ周知する上での情報の正確性についてお尋ねをします。

昨日もありましたが、4ページの見出しの部分ですが、都市圏からの佐々町の離脱についてとありますが、まだ組織は存在していませんので、離脱ではなく不参加、もしくは加入せずではないですか。きのうの町長の答弁で、協議会からの離脱と言われましたけども、どこにも協議会の名称は書いてありませんが、訂正されないのですか、再度確認をします。

また、4ページから7ページの内容は、佐世保総合法律事務所の高尾実弁護士に相談されたら、町議会全員協議会で聞きましたが、間違いありませんでしょうか。

また、3点目、文責は総務理事ということでよろしいでしょうか。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

企画財政課長。

**総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）**

すみません、広報を作成する担当課長でございますので、私のほうから説明させていただきます。

離脱ということにつきまして、これは西九州させぼ広域都市圏協議会から、平成29年度から協議を進めてきたものでございまして、西九州させぼ広域都市圏から離れるということで、離脱ということで記載しております。これは、協議会という言葉が入っていませんけども、西九州させぼ広域都市圏からの離脱ということで、言葉づかいとしては間違いはないということで考えております。

あと、その弁護士につきましては、議員の質問のとおりでございます。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

2番。

**2 番（浜野 亘 君）**

先ほど言いましたように、協議会はどこに書いてあるんですかね。平成29年から準備してきましたということは書いてありましたけども、協議会というところを、ちょっと探しているん

ですけれども、見当たらないので、住民の方にはですよ、全く分からない状態で、広報紙出されたときに、協議会から離脱って誰も考えませんよね。考えられる方がいらっしゃったら教えていただきたいと思います。

内容に行きますけれども、議会は憲法93条第1項の議事機関として置かれ、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された町長、執行機関と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされています。ちょっと町というのは町長と読みかえましたが、そういうふうに規定されているわけですので、住民の福祉を考え、住民の立場に立って議会の判断がなされました。

しかしながら、広報さざ2月号では、議会の判断が間違っているかのように記述してあります。正しい意味での判断の監視のために町議会があるわけですから、この連携事業においては町議会全員協議会や常任委員会で、メリットがあるもので連携をとる発言を聞き入れずに、執行の判断で提案がされたことに猛省を促したにもかかわらず、広報さざ2月号の書き方は、連携事業に反対した議員に対し失礼な行動だと言わざるを得ません。

ことし1月になって、住民の方々から、何で佐世保市と連携しないのかと尋ねられました。まだ、発信元はわかりませんが、うわさ話ではあるけれども、見過ごせない事案でございます。消防活動、火葬場の利用や中体連に参加ができないといったようなことを耳にしています。町長は御存知なのか、お尋ねをします。

住民に不安を与えているゆゆしき事態と思います。昨日の3番議員からの質問に対し、そのようなことはないとのことでしたので、これこそ広報紙でお知らせすべきと思いますが、どのようにお考えかお尋ねをします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すみません、12月の議会ということで否決をされまして、さまざまな新聞、テレビでニュースが流れたわけございまして、やはり住民の皆さんからの、先ほどお話がありましたように、心配とか御意見、問い合わせがたくさんいただいたことから、町としましても、やはりこの提案した理由とか、それから連携の必要性、今後の対応ということで、住民の方にお知らせをし、掲載したということで思っております、この掲載した提案内容につきましては、当然、私のほうで責任を持ってしたということで思っております。

先ほど、いろんなことでお話がありました。私どもも、やはり今後、社会保障費等義務的経費、負担がふえていくということが予想されるわけございまして、小規模の自治体ではなかなか難しいわけございまして、あらゆる行政サービスというのを今後、全てを負担していくというのは、大変限られた予算の中でじり貧でありますので、この連携中枢圏に入って、加入して、みんなで一緒にやったほうが良いということで今回出したわけございまして。

やはり、私としましては、町民の皆さん方の不安をあおるとか、反対した議員さんを批判したりするものではないと私は思っております、町民の皆様の利益のために、わかりやすく私は書いたと思っておりますので、それを読んでいただければ、私はわかると思っております。御理解いただきたいのは、本町だけの独自性を生かしながら、やはり佐世保市と参加する各市町との広域性、共存をしていこうということでございまして、御理解をいただければと思っております。

それから、広域圏ということで、別のいろんな問題でやっておられる、心配しておられるということでございまして、これについては、やはり佐世保市さんとの話はもちろんあるわけございまして、消防とか、火葬場とか、いろんなことで住民の方が心配しておられると思

います。ただ、私どもは、この件はまた別の件だと思っておりますし、それについては、やはり佐世保市さんとの話は、そういうことは佐世保市さんも理解しておられると思いますので、そういうことで住民の方に御迷惑をかけるようなことは、私はないんじゃないかと思っております。それから、あともう1つは、いろんなことでそういうことが出ているということは、我々も大変心配しています。そういうことで、やはり住民の方に安心していただくためには、やはり住民の、町内会長からも、町内会からも要請があれば、やはり先ほど、この前も御指摘を受けましたように、町としましてですね、やはり皆さん方に説明をしていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますし、そういう要請があればですね、我々も出ていって、淡々とこういう連携があります、連携中枢のそっちの中身というのは説明をさせていただきたいと、住民の方にですね、説明会を開催させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

2点ほど、先ほどの御質問について説明させていただきます。

住民の方が御不安に思われているということについては、今、町長が述べられたとおりでございます。この連携事業について、例えば医師確保とか、福祉サービスとか、産業振興の取組なども含めて、佐世保市を含む11市町で連携、協議した取組が、31年度以降から進められていきまして、今後連携する事業が広がっていくと聞いております。これまでの取組について、これらの取組について、佐々町が入らないことに伴う影響がどれくらいあるのかわかりませんが、新たな取組などで、佐々町がその輪に入らないという問題があることも事実でございます。

こういったこともございますけれども、市町村合併とは違うということは、これまでも説明しているとおりでございますけれども、住民の利益のことを考えまして、佐々町としては連携の参加が必要であるということを含めて、しっかりとお伝えする必要があるんじゃないかと考えております。それとあともう一つ、そのメリットが――

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）  
質問の内容が違います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）  
わかりました。失礼しました。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

## 2 番（浜野 亘 君）

長々と話をされると、時間が限られておりますので、申し訳ないんですけども、私のほうから言わせていただきますんですけども、連携することはやぶさかでないというのは議会議員全員だったと思います。それが、執行がやっていることに対して、これはよくないんじゃないかという最終判断で結果が出たわけですので、票数についてはですよ僅差だったわけですよ。だから、両方の考え方があるにもかかわらず、広報紙で一方的な自分たちの主張だけを書かれているような内容ではよくないのではないかと申し上げているわけです。

昨日もですね、町長の答弁の中で、町税収入が減少しているように言われましたが、平成31年度予算は前年度に比べ、全て増額計上でございます。誤解がないように申し述べます。

それでは、具体的に言います。記事の中の問題点を言っていきます。

広報さざ2月号4ページ、7行目、今後の行政運営はできるだけコストを縮減していかないと、行政サービスを縮小せざるを得ない。これは私が申し上げました。コスト削減をしていかないといけないんじゃないですかと言ったら、昨年、管理職手当70%以上も引き上げる。自分たちの都合のように主張されている。とか、13行目、市町村合併と違って必要な部分だけ連携するいいとこどりの制度とか、17行目、ごみ処理については、連携協約後は直ちに佐世保市と協議する予定であったとか、下から3行目の連携事業への参画に向けて、議会の同意をいただけるよう努力したいので、連携することについて町民皆様の御理解と御協力をお願いしますとか、また、5ページ、6ページのQ&Aには、加入すれば大きなメリットがあるかのように誘導しています。まるで反対した議員の判断が間違っているかのように書かれています。

先日の町議会全員協議会で9番議員から指摘された、ごみ処理の協議は、佐世保市議会の専門委員会では、協議することについて了承されていなかったということも指摘されました。また、佐世保市さんはごみ処理を受け入れるとは言われていませんよね。5年後の協議開始だったものが、協議に入るということを書かれたということで、住民の方はごみ処理を佐世保市さんでしていただけると勘違いされているようです。昨日の町長の答弁は、5年後に佐世保市と協議では遅いので、ごみ処理施設を長寿命化するとのことでした。要するに、もう諦めたということですよ、ごみ処理。それから、し尿についても自前で処理するというに、結果的に佐々町の大きな課題の2つが自前でしないといけなくなってしまったということでございます。

そこで、総務理事にお尋ねします。いいとこどりの制度だとか書かれています、ごみ処理委託を除外された状態で、連携する双方がウィンウィンの関係にあると思いますか。回答をお願いします。

## 議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

## 総務理事兼企画財政課長（迎 雄一朗 君）

いいとこどりということについての御質問でございます。

このいいとこどりということについては、昨日も御質問いただいておりますけれども、この4項目の話については、昨日も話はあっております。佐々町については、この4項目については人口ダム機能を果たすためにも、可能な範囲の協力のために必要であるということで、これまでも話しております、4項目について佐々町から、佐世保市から佐々町が行いたい事業がある場合については、佐々町から提案をしてくださいという話があって、それが提案をしていなかったというものでございまして、佐世保市から一方的にこの4項目が出されたということではないということが、1つでございます。

ごみの件につきましては、今回連携協議から外れたという、不参加ということになったとい

うことで、長寿命化を行っていくということで答弁してきているところでございますけども、この西九州させば広域都市圏に不参加のままの場合であれば、町としては単独で行っていくという問題も出てくるかと思えます。そういったことにならないように、佐世保市、この西九州させば広域都市圏の長期検討事業に、今回不参加ということにはなつたんですけれども、長期検討事業で協議が継続されれば、5年後以降の受け入れの可能性について協議をするというものでございまして、今後ともその協議が必要だということで考えているところでございます。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

## 2 番（浜野 亘 君）

町長がきのう言われたことを覚えていらっしゃらないというのは、5年後では、もうごみ処理については無理。だから、長期化をしたいということでしょう。長寿命化。すみません。ごみ処理施設の長寿命化を37億円もかけてするという計画を、きのう出されたわけですよ。それで、バランスがとれないじゃないですか、佐世保市さんと佐々町のバランスが。ウィンウィンの関係って、この連携事業はウィンウィンの関係になるようにってしてあるんですよ。

結果的に、全国で六十一か二だったですか、団体ある中で、38ぐらいしか連携事業されていないんですよ。36だったかな。ちょっと記憶が曖昧ですけども。だから、さも、何か連携事業は全国的に進んでいるように広報紙にも書いてありましたけども、実際はそうじゃないんですよ。進まなかったんで、次の市町村連携、きのう話がありました圏域事業を国がまた打ち出して、それは市長会が反発しているという状況の中に、国はやっぱりコンパクト的に圏域でまとめていきたいと、財政規模をですね。そういうことを考えられているわけですよ。

佐々町は、そういうことじゃなくて住民福祉の向上を考えたときに、そういうことではなく、独自に進めるべきだと思ってお話をしてるのに、総務理事の話を聞くと、あなたは一所懸命やったのかと、佐々町のために。言いたいです。

連携事業の中にですね、メリットもあるんですよ。不確かな部分もありますけども、佐世保と連携すれば、佐々町の職員が職員教育していただく部分もあるかと思えます。ただ、佐々町のために一所懸命、合併市町を見たときに、一所懸命やっていただけのんかという疑問は残りますね。

それから、婚活サポートの推進事業とかはメリットがあるというふうに思います。いつ開始されるかわからない情報通信インフラ共同利用なども、メリットがあるかと思えます。それから、子どもの音楽鑑賞体験はメリットもあるようにさも書いてありましたが、貸切バス借上げ料のデメリットもありますよね。アルカスまで連れていかないといけないわけですから。それよりも、佐々町文化会館あるわけですので、文化会館でしていただいたほうが、私はいいと思いますけど。

具体的にもう1点、図書館の相互利用サービスについて。事業の名称の聞こえはいいですが、実情を考えたときに、佐々町の図書館というのは、佐世保市民の方が7割近く利用されているんです。市立図書館で借りたものですよ、佐々町立図書館に返却された場合は、非正規職員ばかりの図書館職員は大変になると思いますよ。

それから、クルーズ船が入港したとき、町のどこを観光するんでしょうか。平戸市さんのように世界遺産があれば非常にいいんでしょうけど、どこを観光されるのか、それからまた、観光客のマナーの問題が全国的に広がっていますよね。

それから、病後児保育については、佐世保市さんは全く実施されていないんです。本町に負担がふえることになりますよね。本町での負担が。そのほかに本町の重要課題は入れずに、事

業費が見込めないものは数年後に入れればいいのに、塵芥処理場、ごみ処理の問題は5年後に入れるとかっていうことにするよりは、こういうことを、項目をです、先送りすればいいものを入れてありました。

12月26日の新聞、昨年12月26日の新聞です。佐世保市長は、今後の町としてのあり方は、町で考えることになるというふうにおっしゃっています。佐々町の重要課題であったし尿処理問題、ごみ処理問題を自前ですということになった今でも、連携したほうがよいとお考えなのか、再度確認をいたします。昨日も4番議員が質問されたときには、連携を進めていくというふうにおっしゃいましたけども、バランスがとれていない状況ですよ、本当に連携するつもりでいらっしゃるのか、再度確認をします。町長にお願いします。総務理事は要りません。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
先ほどちょっと浜野議員が誤解しておられるのが、自治体の圏域のことは、あれはまた別の小規模、きのうの長谷川議員の質問のことは同じと思いますけど。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）  
わかった上で言っています。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
わかった上で質問しているんですね。はい。それなら結構でございます。  
私はきのうも申しました。私は佐々町の高齢化とか、人口減少、それから義務的経費が今後、今、言われたんですけど、これは来年とかことしじゃないんですよ。ずっと将来的に、税収とかなんかふえるんですよと、減るんですよということを言っているんですよ。だから、そういうことで、義務的経費とか今後増加するわけですね。

その中で、やはり将来にわたって住民の皆さん方にこの持続的なサービスというのをやっていけるのかということは、やはりなかなか厳しいわけでございますので、その中でやはり連携して、連携すれば重複したサービスといたしますか、公共施設の利用や行政サービスというのが広域的に行われればですね、効率的に、低コストが必要でありますので、そういうことで、ほかの自治体と連携を協力することによりまして、圏域の全体の魅力が増すということで、地域の活性化につながるのではないかと考えておりますので、町としましては、やはり佐世保の広域都市圏への参加が必要だと私は考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。議員の皆さん方にも御協力いただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

**2 番（浜野 亘 君）**

町長は減っていくという断言をされましたけども、まずですね、佐々町に住みたい方がふえてるんです。固定資産税は伸びているんです。減っていると断言はできないんじゃないですか。

それと、2月4日に1万4,000人に到達しました。これは平成16年の年初めだったと思いますけど、1万4,000人になっていたんですけども、それからやっと戻ったということで、そういうことを考えていけばですよ、減るといふ断言はできないんじゃないですか。税金については軽自動車税、人口がふえれば軽自動車税もふえていますし、今の現状を見ると、減るといふ断言はできないのではないかとこのふうにつけ加えておきます。

では、平成29年6月の新聞のことなんです。ごみ処理は連携事業で佐世保市にお願いすることが最善策。建てかえ案も捨ててはいないということでおっしゃっています。平成29年12月の新聞には、佐世保市さんが受け入れの余力がないと難色を示されているような記事がありました。連携事業の中では、ごみ処理は佐世保市さんへの受け入れは無理だと判断されていないのではないのでしょうか。

平成29年12月に、懸案事項に対応鈍く、と長崎新聞に書かれていた重点施策の3項目、し尿前処理施設、ごみ処理施設の長寿命化、役場庁舎建設について、町長から常任委員会で説明があり、課題は多々ありますが、前進したことは評価いたします。連携事業について議会の結論が出された以上、四、五年は町民皆様に不安を与えることなく、佐々町総合計画の後期計画の実現に向けて、町民の福祉向上のため、事務を遂行することが重要だと思います。

最後に、広報紙の訂正はするつもりはおありなのか、総務理事、企画財政課長にお尋ねをします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

企画財政課長。

**総務理事兼企画財政課長（迎 雄一朗 君）**

広報紙については、町民の利益のために、この連携中枢都市圏について、町が必要だということについて、その提案理由を説明させていただいたものでございます。

ですので、これについて訂正ということでは考えてはおりませんけども、広報紙であったりとか、町民に説明する場であったりとか、町民の皆さんにこの連携について必要性は説明しないといけないと思っております。

先ほども圏域の話もございました。大きな自治体も小さな自治体も全ての事務を行うのではなく、やはりこの連携中枢都市圏で連携で協議したものについては、佐世保市にお願いできるものはお願いしながら、そして佐々町として必要なものについて注力をしていくということで必要だということと考えておまして、そういったことでも含めて、広報紙等も含めてお知らせをしていく必要があると考えております。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

2番。

**2 番（浜野 亘 君）**

正確な情報だったらお知らせしていいですけども、あなたの個人の費用でお知らせしてください、そういうことであれば。広報紙ですよ。訂正をしない、そういうことでいいんですかね、町の姿勢として。

住民の方がわからない方がほとんどなので、あなた方が正しいと思ってやっていることばっ

かりが正しいわけではないわけです。非常に腹立たしい。あなたが佐々町のため、どんだけのことをしてきたんですか。SSKの用地買収の件、5年前ですけども。

はい。次に入りますので、すいません。

3、ちょっと前後しましたけども。SSKから平成25年5月に購入した用地の隣接所有者からの買収交渉について、前回定例会で回答がありました地権者6人の6.3ヘクタールが残っているとのことでしたが、その後をお尋ねします。

もし進んでいなければ、5年以上前に買った土地が無駄になっているわけですよ。答えてください。そのことについて答えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

地権者の6名の用地買収については進んでおりません。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

ということでしょう。広報紙は、弁護士さんに相談したりとかされているのにもかかわらず、自分の担当の仕事をきちっとやらないっていうのは、非常に佐々町にとってマイナスであります。

私はですね、2年半前に議員になりましたけども、現場や計画図、見たことありません。資料も提示されないで議論されているんですけども、接道しているんですか、どういうふうになっているんですかね、場所。大体のところわかりますけど。用地の有効利用ができていないじゃないですか、町有地の有効利用。

では、もう一つ言いますよ。遊休町有地についてです。

先月、佐々幼稚園が解体され、更地になりました。その幼稚園跡地を含め、以前から申し上げていた遊休町有地の有効活用の検討状況についてお尋ねします。検討されたんでしょうか、企画財政課長。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

遊休町有地の有効活用については、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

もう1年半になります。検討ばっかりじゃないですか。

例えば、神田の春の山団地の跡地をどうするのかとか、現状管理するんですか。もったいな

いじゃないですか。

そういうところを、現状維持するものか、売却するものか、町の施設を建てる、例えば給食施設を建てるのかとか、そういうことすらできていない。自分の仕事の分野っていうのをわかっていないんじゃないですか。

今多分、幼稚園では引き合いがあっていると思うんですよね、問い合わせがですね。早く決めないと大変なことになると思うんですよ。売るのは簡単なんです。総合福祉センター前のように、売却することは簡単ですよ。評価額で売ればいいっていう。買いたい人はいっぱいいらっしやいます。佐々の土地の購入をしたいっていう方はたくさんいらっしやいますから。

でも、ああいう一等地をですよ、ばんと売ってしまったら、ほかにできない。例えば、町がほかの土地を欲しいと思ったときに、代替地として使ったりとかっていうことは考えられるじゃないですか。その計画をやっぱりきちっと早目にやっていかないといけないというふうに思っておりますので、ちょっときついですけども、お話をさせていただいております。

役場庁舎は、次が質問がありますので、私は償還払いから現物給付の件で言いますけども、領収証を提示する償還払いは煩わしいので、福祉医療費における佐世保市内の医療機関での現物給付の取り扱いについてお尋ねします。検討状況をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

議員御承知のとおり、昨年10月から、佐々町、平戸市、松浦市、小値賀町での診療分については、現物給付がスタートしておりますけれども、佐世保市については対応できておりません。

新年度以降、改めて相談の機会をつくっていければというふうに思っているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

これはですよ佐世保市内の医療機関に通院や入院されている方が多いということで、同僚議員からも言われておりましたですね。そのときの回答はですね、何かさも佐世保市さんの医師会、歯科医師会、薬剤師会などと協議して、何か進むんではないかという雰囲気だったんですけども、結果的にはなっていないと。まだ交渉もされていない。住民福祉のために早くやっていただきたいというふうに思います。

それから、高齢者の外出支援策について、タクシーの利用がありますけども、西肥バスのリフレッシュバスへの助成の検討状況についてお尋ねします。

これはですね、高齢者の外出支援策として、タクシーを現在利用されて、4分の1ぐらいしか利用されていないということでは言われてはいますが、これはですね、使用期限があって使いづらいうという方の住民の方の声が多いです。2か月間しか使えないんですよ、期限が。町長、御存じでした。

一昨年9月、それから昨年9月定例会で私が質問し、前向きな回答でございました。町長の回答でございました。その後の状況をお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、きのうも御質問があったと思います。今の地域福祉計画作業といいますか、検討作業をしておりますので、その中でですね、やはり今、西肥バスのリフレッシュパスっていいですか、高齢者のやはり外出支援というのは、やはりタクシーとかいろいろなバスもありますし、いろんなことが交通機関がありますのでですね、その中で総合的に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

ちょっと買い物弱者の方とかっていう部分とはちょっと違うので、外出支援は介護予防的な部分で私言っていますので、町外に出られたりとかするときに、西肥バスのリフレッシュパスが年間3万4,000円でしたか、それに対する助成をしていただいたらどうでしょうかというお願いでございましたので、検討が進むようによろしくお願いをしたいと思います。

それから、庁舎の件で、時間がありますので、ちょっと申し上げたいと思います。

幾度となく庁舎の建て替えについては、本会議で質問があつておりますが、防災拠点となるべき役場庁舎建て替えについて、昨日、今から検討する、検討しているか、計画を出されておりました。平成三十五、六年ぐらいでしたですかね、に建設する。平成32年度までに実施設計書をつくらないといけないというふうなことでお話がありました。

前に進んだので非常によかったんですけども、心配している点を前申し上げたんですよ。これは、私が特別委員会を設置したらどうかというふうに提案させていただいたんですけども、何も動いていません。

それは町長がですね、要するに、まず庁舎内で検討したいというようなことでございました。職員レベルで研究検討を進めたいということでしたけども、結果的には何もなくて、財政的な部分だけで建て替えないといけないと。早目に計画しとければ、いいものができ、安くいいものができ上がるのに、時間がかけてばたばたすると、やはりお金がかかってしまって、ああここが改善しとけばよかったというようなことになりかねない。

そして、一番の目的、町長は、この場所かっていう部分でおっしゃいましたけど、場所の決定から、やっぱり住民には関心があられると思うんですよ。場所をどこにするかによって、図面は変わってくるわけですよ。

そして、民活を入れたりとかあるじゃないですか。上にマンションをつくったりとか。そういう検討がなされていくべきだと思うんですよ、たたき台としてはですね。

それを場所がどこにするかによって決まっていくと思いますから、それは早目に検討をしていかないといけないんじゃないですかと言ったら、庁舎内で検討しますって、何もでき上がっていないので、ちょっと心配しております。

でも、建てるということで前進しましたんで、ちょっと町長のお言葉をいただければ、よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳なく思っていますけど、25億ぐらい庁舎建設、お金かかるわけです。

これ、私どもの起債事業ということで認められるということで、これが平成32年までって、

前からそういう話があったんですけど、年度ごとに1年ぐらいずっとずっと毎年ですね、補助対象を延ばしていただけるっていうことで思っていたんですけど、ことし12月に急にですね、もう打ち切りですよということでお話がありました。

どうしてもやはりこういう庁舎を、今の耐震ができないもんですから、やはり防災拠点と今お話がありましたように、防災拠点となるところでございますので、町としましては、やはりこれを耐震化するのはなかなか厳しいと。やはり建て替えなければならぬのではないかと考えておまして、そういうことで、平成32年までに実施設計っていいですか、それを上げなきゃならないわけで、33年まで繰り越しはできるわけでございますけど、そういうことでやはり町としてはやっていこうということで、これもきのうの事業計画っていいですか、説明をしたわけでございます。

やはりそういうことで、建てる場所については、私はこの役場周りですね、範囲内だと思っておりますけど、やはり今、浜野議員がおっしゃったようにですね、やはり特別委員会なり、また住民の皆さん方に早急にですね、説明をして、どういう方策とか、いろんな先ほどもいろんな建て方もありますし、建築の建て方もありますし、それから大きさはどれくらいにするのかというのいろいろあります。

そういうことで、やはり早急にうちのほうでも検討させていただいてですね、住民の方にも十分説明をしてやっていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）  
よろしくをお願いします。

私が提案したのは、平成29年7月です。議員になって初めての議会の際に、役場庁舎の建て替えの問題は指摘したんです。その前にも、同僚議員がずっと質問して、早くしないとイケないんじゃないですかって、その後もずっと何人も言われて、やっとなんか状況になったわけですから、やると決めたら、さっさとやったらと思います。要望したいと思います。よろしくをお願いします。

以上で、質問終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で、2番、浜野亘議員の一般質問を終わります。  
10分まで暫時休憩といたします。

（11時00分 休憩）

（11時10分 再開）

## — 日程第2 一般質問（永安文男議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、一問一答方式、1番、永安文男議員の発言を許可します。  
1番。

1 番（永安 文男 君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をいたします。

1項目は、一般質問に対してのその後の対応についてということで、この1年間の一般質問をまとめてみました。1年分のまとめなんですけれども、これで議員のほうからですね、82項目の多くの一般質問が出されました。この82項目もいろいろと町長はじめ、職員の皆様の懸命なるお働きによって、すばらしい対応がなされているということに對しまして敬意を表したいと思っております。御苦労さまです。

その中で重要な町政課題と考えられるハード事業関係のことについて、その後の進捗状況及び今後の対応についてお伺いをいたすものでございます。

まず、①としております、学校給食のあり方（給食センター建設）についてですが、1年間で3回の質問がございました。その中で、学校施設整備構想、教育委員会の整備構想ですけれども、これが30年度に基本設計・実施設計で、31年度に建設工事着手、完成ということになっておりました。

そこで、その質問があった後の答弁では、31年度基本設計・実施設計予定で、平成33年度には供用開始の目標を立てているということで、町長答弁でございました。

そういうことで、学校施設整備構想から1年おくられている。そして、きのう、所管委員会での説明をきのう受けたわけなんですけれども、そこでもやっぱり財政的な問題等がありまして、またずれているという内容でございましたので、そういうことの実体性はどうかと。

そして、このスケジュールに對しまして、公共施設等総合管理計画との関係というのが出てくると思っておりますけど、その辺のことについてお尋ねをしておきたいと思っておりますが、町長よろしくお願ひします。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

学校給食センターの建設ということで、今御質問がござっております。

これ平成30年の8月に教育委員会におきまして、佐々町の学校給食施設整備検討委員会というのを立ち上げてございまして、ことしの1月に先進地視察も行いまして、4回の開催がなされてございまして、学校給食の施設のあり方ということで検討をしているところでございまして、

それから、30年の11月26日に産業建設文教委員会において、学校給食施設の基本方針という検討資料の中間取りまとめということで説明を行っておるわけでございますが、委員会の質疑の中でいろいろと御指摘をいただきまして、建設の場所とか、あるいは管理とか運営といった比較検討資料というのを提示いたしまして、説明を行ってございまして、

なお、検討委員会の中間取りまとめでは、環境衛生基準を満たす必要性とか、それからアレルギーですね、アレルギー食の対応というのを考慮しながら、センター方式で検討を進めるということで提言をいただいておりますが、まだ答申をいただく段階には至っていないということで、今後のやはり町の財政ということで、財政計画に従ってですね、検討を進めなければならないと考えているわけでございます。

きのうも事業実施計画ということで、産業建設文教委員会にもお示しをさせていただきました。重要項目ということで4項目を上げさせていただいております。その中でですね、学校給食の施設整備事業ということで上げさせていただいております。一応現状の計画では、平成32年に基本計画をまとめまして、33年度から実施をしたいという計画で立てております。

どちらにしましても、やはり答申が出た段階で、早急にですね、町としましては対応を考えなければならないと。やはり施設も古くなっているし、それから、やはり子どもさんたちのア

レルギー対策というのは、やはり重要なことになってくるのではないかと思いますので、そういうことを一括してできるようにですね、町としては考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

検討委員会の今検討中だということで、答申がまだ出ていないというようなお話でしたけれども、きのう町長が今お話されたようにですね、その計画の中には4つの重点項目のお話は聞いておりますので、それでやはりずっと1年1年ずれているというのは否定できないと思いますんですね、やはり以前の町長答弁でもですね、重要性は認識していると。

当然、いろんな議員の一般質問の中でも、やはりアレルギーの対応の問題とか、一番困っている御家庭の、保護者の方あたりが困っておられる実情を話が出ておましてですね、やはりそういうことでの認識は当然されているということでしたけれども。

あと、きのうの話では財政事情の問題等もありますのでですね、これ以上おくれることがないようですね、議会との協議を早目早目に進めていただきたいということを申し述べさせていただきます。

それから、次にですね、②としております、公共施設等の総合管理計画についてでございますけれども、いろんな公共施設の整備、インフラ整備は総合的に考えて進めていくということで、平成28年の3月に、この佐々町公共施設等総合管理計画というのが策定されております。

今後の公共施設の補修計画が、この計画で財政負担を考えながらですね、順次進めていくという考えが述べられたわけですが、この計画のまとめとしてですね、基本目標が掲げられているわけですが、その中でですね、言われたことが、施設評価で取り組むと。それぞれの施設評価をまず行う。それから、所管課の長寿命化計画。それぞれ長寿命化計画がなされておるんですが、この長寿命化計画取組で対応するというお話がございました。

現実的な問題としてですね、この計画の中では、いろいろな重要な部分、利用度の高い部分とか、そういうふうな施設はですね、今後40年間でそういうふうな検討をして、20%の削減をするという目指す目標があるということで書いてございますですね。

20%削減するということになれば、かなりいろんな施設関係とか、町民にいろんな影響を及ぼす、いろんな施設等の検討も踏まえていかなきゃいけないというふうに思うんですが、そういうふうな内容を理解していただくためにもですね、住民の皆さんに説明をしながらですね、どうするのかということも検討していかなきゃいけないと思うんですが、そういうふうなことの説明、そういうふうな住民に理解を求めることに対してはどのようにするのかというお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

全体的にこの公共施設整備計画っていうのを住民の皆さんにご理解する、お示しするっていうことは、なかなか厳しいわけでございますけど、やはり個別的にいろんな事業をする場合、やはり大きな事業といいますか、庁舎建設とかいろいろありますけど、そういうことにつきましては、やはり町民皆さん方にですね、お示しをしなければならぬのではないかとはいっているわけでございます。

やはり公共施設の管理計画というのが、やはり3年間ということ考えておきまして、平成27年度に策定をしたわけでございますけど、やはり公共施設っていいですか、個別の施設計画ってというのが平成32年度まで策定するってということが求められて必要となっておりますので、本町は29年度に策定をしたわけでございます。

なお、この個別計画につきまして、昨年11月、御存じのとおり、時点修正っていいですか、そういうことを加えておきまして、やはり財政収支というのを勘案しながらですね、昨日も産業建設文教委員会でも御説明させていただきましたけど、重点4事業というのを基本にですね、町としてはやっていきたいと考えておきまして、そのうちの3事業がし尿処理と、それからクリーンセンターの長寿命化と、それから庁舎建てかえということで、これは一応予算案に提案をさせていただいております。当初予算のですね、31年の。

ただ、その後、次の学校給食ってものを32年ということ予定しておりますので、この事業計画自身で、まずこの4つをですね、重点的にやらせていただければと考えているわけでございます。し尿の前処理施設というのは、きのうも説明しましたけど、現在、民間委託によってやっているわけでございますけど、やはりし尿の前処理施設というのは、どうしても町でやっていくのが妥当ではないかと思っておりますので、住民説明会というのでも開催してきておきまして、これをやっていきたいと。

それから、ごみ処理施設につきましても、やはり寿命っていいですか、なかなか古く、平成8年に整備をしております、26年ですか経過をして、20年ぐらい経過しているわけでございますので、期間的な改修をですね、行わさせていきたいということで、長寿命化をやるということ考えているわけでございます。

それから、庁舎建て替えでも、これも庁舎も築50年を経過するってということで、やはり耐震基準を満たしていないわけでございますので、やはりこれを防災拠点ってということが庁舎がなるわけでございますので、これも住民の方の安全安心ということで、避難所にもなるってということでございますので、それを確保するためにも、やはり新しく建設するのが必要ではないかということでございます。

それから、先ほど4項目めでございますけど、施設の老朽化ということで、学校給食についてもですね、やはり老朽化、アレルギー対策とかありますので、それについてもやはり整備を進めていこうということ考えておきまして、この4事業を優先して進めさせていきたいということ考えているわけでございますけど、きのうも説明をいたしましたとおり、平成34年から36年ですか、この間の3年間ってものが、どうしてもですね、集中して財政がくるわけでございますので、なかなか財政状況が厳しくなるわけですね。

だから、基金を運営する、基金を運用するということをやらなければならないわけですね。基金も今、1つだけの基金っていいですか、やはり目的基金をきちっとしてですね、基金を整理させていただいてですね、やはりやりたいということで、取り崩しながらの財政運営というのをやっていきたいと考えています。

大変厳しい財政運営になるって思っておりますけど、やはり歳入面も財政の確保というのをやらなきゃなりません。先ほど浜野議員さんからも御質疑がありましたように、遊休町有地とかですね、そういうことを利用しながら、活用しながら、それから使用料の見直しもやらなければなりません。やらなければならないこともあるかもわかりません。そういうことを、いろいろですね、議会の皆さん方とも御相談をして進めていければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そのほかにも、いろんな小規模とか行う修繕とかありますので、やはり今の人員体制のことも御指摘がありました。人員体制とか、それから組織体制ってものも、やはり整えなければならないかもわかりません。こういうことを十分検討しながらですね、財政運営ってものをやっていくと思っておりますし、町としましても、この4事業を優先させていただければと考

えておりますので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

さっきの浜野議員の説明と私の質問も重複しとって大変恐縮だったんですけども、きのうの委員会でも説明を受けておりますので、4事業の重要性、それから急ぐことの重要性というのは認識しているんですけども、やはりきのうも質問を委員会で質問しましたようにですね、10年間の計画だったんですけど、10年間で4事業を進めていくということ、かなり厳しい。

今町長が説明されたようにですね、財政的には集中する部分もあって、総務委員会でもそういうふうな話が出とったということですけども、厳しい中にですね、やはりやり遂げなければならぬということが4事業だというふうに思いますけど、私が聞いているのは住民の皆さん方にですね、4事業の重要性はわかるんですけども、総合管理計画の中でどういうふうな事業で40年間進めていくかと。

必要のある施設、そういうふうないろんな、ほかにも道路、橋梁、いろんな施設、それからさっき町長が言いました町有地の処分の問題、有効利用の問題とか、いろいろこの管理計画には書いてあるわけですけどですね、その中で個別計画を一つ一つ示すことは難しいと、町長、先ほどおっしゃられましたけどですね、やはり全体的な個別計画まで示した中で、住民さんには知らせるべきじゃないかというふうに思いましたんでですね、その辺の計画書なりの説明もですね、したがいいんじゃないかって。

一つ一つの建物も住民さんが重要と思うけれども、財政的にはこれは、いろんなところでなしになきゃいけないとか、いろんな考え方の違い出てくると思うんですね。その辺のことなんかも含めてですね、いろんな協議検討をしていきたいと。していかなきゃならないかということで、早く個別計画を32年度までいいということじゃなくて、できれば私どもも個別計画の出てくるのを待っているわけですよ。

だから、そういう部分で方針の具体的協議を進める中で、この個別計画を注目していきたいというふうに思いますので、よろしく早い仕上げをですね、お願いしたいというふうに思います。

ちょっと時間が経過していきますので、次に、3番目の企業誘致に関してですね。

企業誘致に関しては、いろいろと何回も今まで進捗状況、SSKからの購入した土地の状況、進捗状況はどうなのかっていうことを、先ほど話もありましたけれどもですね、私のほうで申し上げるのは、誘致活動についてどういうふうに基本方針を持っているのかということについて、後期計画でですね、基本的な考えが掲げているというふうなことでおっしゃいました。

仕事づくりプロジェクトでは、受け入れ適地の確保、誘致活動の強化っていうことでうたっているわけですね。後期計画の中で、やっぱり町の方針として計画が立てられているわけですから、この分では先ほども、SSKから購入した土地の関係の業務はどうなのかっていうことで、検討が進んでいないような話も受けたんですけどもですね、活動費、誘致活動は、実際には独自の誘致活動を行っていないというふうにおっしゃられたんですよ、以前の答弁で。

それから、あと活動費の予算も組んでいないというふうなことの答弁もあったわけですよ。前の副町長のときにですけども。あとは、町長からは、産業振興財団からの連絡待ちだというふうなことをおっしゃられたんですよ。結局、誘致活動の具体性というのが何もないわけですよ。

だから、そういうところで進むのかなと。やっぱり連絡待ちだけでは進まないで、本当に企

業誘致を進めていかなきゃならないという後期計画の計画を具体化していくためにはですね、やはり早くそういうふうな誘致活動を進めて、結局町長からは、しっかりした誘致の企業が見通せないと、工場団地造成はできないというふうなことも言われたですね。

だから、そこら辺のことで、やっぱりさっきの議員の質問にあったようにですね、そこを何とか早く具体化するようにですね、あと交渉の人数6人と、あと残った6人ということですけども、やはり税の問題なんかでもですね解決する方向でいっているっていうことを聞きましたんでですね、それについてはあと6人は時間も要せず、すぐ済むんじゃないかというふうに思いますんでですね、そういうことが解決すれば、団地造成の検討に入れるのかどうか、その辺の見通し的なことをお尋ねしておきたいと思いますけれども。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

工場誘致っていうことで、専任の職員の配置しながら集中的に取り組むっていうことで体制が望ましいって、我々もそういうことを思っているんですけど、やはり限られた職員の中でなかなか厳しいということもあります。

それから、もう一つはやはり工業団地を造成するにあたりましては、やはり25億から30億程度の費用がかかるんじゃないかということで、やはり県からも補助ももちろんいただくとは思っているんですけど、やはり今、先ほどお話ししましたように、全体的な公共施設という、老朽化もありますので、そういうことをまず先に優先してやっていかなきゃならないんじゃないかと思います。

しかしながら、やはり工業団地の誘致っていうのは、企業誘致っていうのは我々の基本方針に載っているわけですから、これを進めながらも、やはり用地買収を進めて、それから企業のニーズっていういいですか、そういう情報提供ですか、をいただきながらですね、町としてはやはり進めていかなきゃならないということで考えているわけでございます。

去年も複数の企業から引き合いはあったんですけど、これなかなかまだまとまらないわけでございんですけど、そういう一定のやはり用地提供か、そういうことがまた先ほど用地買収が進んでいないところもありますのでですね、それをきちっと進めてですね、町としてはやっていかなきゃならないと思っております。

どちらにしましても、やはり我々としましては、町有地の有効利用っていうこともありますし、やはり企業誘致をすればですね、それだけの税収とかいろんなことが期待できるわけでございしますので、町としてやっていこうと、進める方向でですね、すぐっていうのはなかなか厳しいんじゃないかとは思っていますので、町としてはそういう少しずつでもですね、前進できるようにやっていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）

企業誘致に関しては、町長の取組は当然お伺いしましたんで、今初めて、表には出てこない問題かもしれませんけども、何社か引き合いがあったというようなことで、これは希望できることではないかというふうに思いますのでですね、早く具体化させる努力をですね、さきの議員から言われたように。

これは、昔から企画の仕事なんですよ。ずっといろいろな企画振興とかあった時代ですね、

やっぱり佐々町の振興の関係で、企画振興という形の中でやっぱり専任とかは言わないまでも、企画の業務としてですね、やはり先ほど町長が言われたように、重要性を認識するのであれば、何らかのそういうような業務の進め方というのが考えられるんじゃないかというふうに思いますので、先に進めていってほしいと思います。

それから、さっき言いましたように、用地買収の部分で少し大きな企業の買収が進んでいないという話も聞いたんですよね、あそこの近隣にある。その辺のことなんかもですね、いろいろな対応の仕方によっては解決できるものがあるんじゃないかというふうに思いますので、いろいろ（聞き取り不能）をですね、講じながらでも、早く見通しをつけていただきたいというふうに要望をいたしておきたいと思います。

時間の経過もあるもんですから、すみません、4番目のサンビレッジさざ周辺町有地の整備状況ということで、これも1年間の間に質問がありました。総合運動公園施設を充実させていくと。その計画で、佐々川との環境活動を組み合わせながら構想を練っていくというふうな答弁であったわけですね。

以前開催された佐々町の生涯活躍のまちシンポジウム、この中で佐々川流域の将来展望という熱い思いを語られたんですね。この部分が、全然先が見えないんですね。あれで何か一過性で終わったような、住民としてはそういう感覚でいるんじゃないかというふうに思いますんでですね、これがどのように、再三あそこの土地の活用を早く姿が見えるようにしたいんじゃないかということで、あの土地をどうやって活かすのかというような具体的な話をですね、していただきたいというふうに思っております。

今後どう進めていかれるのかをお伺いしたいと思います、よろしくお願いします。担当どなたでも結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

御質問のサンビレッジさざと周辺町有地の整備計画ということでございまして、これまでも御説明させていただきましたように、地域プラットフォーム形成支援事業により、国交省の派遣コンサルの支援を受けながら、官民連携事業の可能性を探っておりますが、御説明できるような具体的な計画策定という段階には至っていないということでございます。

しかしながら、国交省が実施した事業の可能性の調査において、民間事業者からは収益事業の組み立てに係る課題は残るものの、魅力的な場所であるという御意見はいただいているところでございます。

今後の対応につきましては、官民連携事業としての具体的な検討について、議会にも御相談させていただきながら、進めていけるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1番。

1 番（永安 文男 君）

総務理事が今おっしゃった魅力的な土地だからこそ、町として用地買収をしたところなんですよね。やはりそういうことを早く進めてほしいというようにことを再三申し上げてきてる中で、町長は総合的な運動公園にという話が、町長の公約でも掲げられておるわけですけどもですね。

そうした中で、今度はそういうふうな計画づくりの補助事業を対応していかんとお金がないというようなことは理解したからですね、それを待って形がつくられてくるんだろうというふうに思っておりますけれども、なかなかそれが今おっしゃったように、まだ申し上げる段階まで来ていないというようなお話でございますですね、それではちょっと、いろいろないっぱい事業がある中でどういうふうになっていくのか、町のまちづくりに関してですね、早く地元の住民、町民はどういうふうになっていくのかっていうのを期待していると思っておりますので、その辺は早く進めていただくようお願いしたいと思います。町長、いいですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
先ほどのサンビレッジの周辺地の整備計画ということで、プラットフォームの形成事業ということで、国交省の支援をということで考えておったわけでございますけど、なかなかまだうまくいっていないということで、やはり町としましても、そういうことをはっきりわかればですね、地元の皆さん方にもですね、きちっと説明してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）  
説明をできるのが早く来ることを期待しております。  
あと5番目の町有地活用についてでございますが、先ほどさきの議員の質問にもありましたようにですね、まちなか公共用地の利活用ということで、以前、国道204号線から入った部分の3つの旧施設の活用については、マンションなんかの集合住宅の誘致を調査するというところで回答があって、調査はどのようになったのか。  
それから、その1年後の平成29年の9月ですね、この答弁では、当然、町有地の有効利用は売却を進めて、まちなかの活性化を進めなければならないというふうなことで、当然至極のことなんですけれども、この町有地の売却含めて活用は、公共施設等の総合管理計画でも検討研究されているということでございますので、その後、解体の話は聞きますけれども、その後の利用というのが、どこまでどういうふうに進んでいるのか、進捗状況お聞かせいただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
旧診療所と、それから第一保育所、それから里公民館の跡地、里公民館っていいですか跡地、それから春の山団地と、それから幼稚園ですかね、幼稚園の跡地ってということでお話が、跡地ってということでお話がありました。  
まちなかの町有地っていう活用ってということで、幼稚園の跡地、それから旧診療所の跡地の解体を今、幼稚園はもう解体が終わりまして、今整地に入っていると思っておりますけど、旧診療所を今解体を行うように聞いておりまして、これについてはなかなか難しくって、進捗状況につきましては繰り越しを、旧住民との話し合いがまだ今やっておりますので、繰り越しをお願いし

たいということで考えておりますけど、これを全体的に、やはり解体した後ですね、やはり今度のこういう佐々町の町有地っていいのですが、これまちづくりに大きく左右するわけですので、やはり町としましては、町議会とか町民の皆さん方ですね、御意見を聞きながら事務を進めていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、全体の解体を行ったうえで、議会とも町民とも協議をしながら利活用を進めていくということでしたんでですね、これもやっぱりずっとおくらしている内容なんですよ。もう大分以前から、その部分についてはですね、いろいろと申し上げられておったこと。それから、議会でも何年もそういうふうな質問があつたわけですけれどもですね。

それで、春の山のことにしましてはですね、この前30年の6月に質問があつたわけですけれども、これについてですね、まだ決めかねていると。やはり未利用地、全体の未利用地の有効活用を進めていくって言うようなことで言われておりますけれども、これから検討されていかれるんでしょうけども、まだ具体的な検討がどこまでいっているのかっていうことがあるんですけども、やはり私の考え方申し上げて恐縮なんですけれども、民間のやはり考えは、町長の考えもあられると思うんですけども、民間住宅地への活用がいいというふうに私も思います。

それで、そこでちょっと気になるのがですね、神田町内会の旧公民館用地のあれが、処理が、登記の処理が済んでいないっていうことを聞きますので、その辺はやはり企画の仕事として、ああ総務課か、総務課の財産管理関係でしょうけども、その辺のことはどういうふうになっているのかですね、それを1つお尋ねしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
いいですか。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

まず、登記のことからちょっと。登記のことはまだ、今少しずつ整理をやっているわけですね。これ何十人か持ち主がたくさんの方がいらっしゃって、これから相続ができないわけですね。

だから、相続ずっと探して行って、やはり所有権移転がなかなか難しいということで、今、総務課のほうの管財っていいですか、管財のほうで登記のことを今、登記をしていただいているところがございます。

これ市瀬の公民館も、そういうことになっていると思っております。

それから、春の山跡地は、やはりある程度の面積があるわけですので、やはり今お話がありましたように、住宅地として民間にするのか、今のところさまざまな事業っていうのが考えられるわけですね。だから、これをどうするのかという、またこれも、まだ決まっていませんので、これについても全体的な話、全体的な中でですね、協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、1年間の一般質問の中で、一つ一つずつとお尋ねしているわけですが、やはりまだ具体的な検討経過が思い通り進んでいないと。まだ全体的な結果を出した後に、議会にお諮りして協議を願うというような話で、なかなか進まないことに関してですね、さきの浜野議員からの質問もあったようにですね、やはり業務が先に進んでいかないことに対する、私どももやはり何かジレンマといいますか、いろいろ感があるんじゃないかというふうに思いますんでですね、やはり何か議会として協力できること、いろんなことも含めて、すべきことの一助になるようなことがあればですね、やっていきたいというふうに思いますんで。

やはり登記のことはですね、もう十分わかった話ですよ、何年からか前も。私も経験したんですけど、やはり今先ほど言いました旧干拓地、サンビレッジ横の旧干拓地とか、神田の今工業団地で今福祉施設がなっております、あの辺の用地関係でもですね、交渉自体はずっともう何年も前から登記が、未登記の方なんかはたくさんいらっしやったんですよ。そういうことも解決できているんですよ、一生懸命力入れてですね。

それは、専門的な方の知恵をいただきながら処理していったという経過なんですけれども、そういうことも含めれば、もう進めていけるというふうに私は思いますんでですね、その辺のことを研究検討されながらですね、やはり本腰を入れていただきたいというふうに思います。

それから、6番目、幼稚園の跡地関係については、もうさきの議員の質問で方向性がわかりましたんでですね、十分協議に乗って議会に早く進めていただきたいというふうに思いますんで。

それから、7番目の町民体育館の大規模改修ということで質問がありました。

これについては、床がちょっと十分でないというふうなことで、研磨の対応で処理されたということですけども、3日のジョギングフェスティバルのときの開会式で、天井を見たら水銀灯が何個か、結構かなり多かったですけど、切れているわけですよ。

それで、防護板といいますか、それにひびが入ったりとか、いろいろやはり見受けられる部分がありますので、その辺のこととか考えたら、さっきも言いましたように、体育館は結局利用頻度が高いところとか重要度がある施設は、大規模修繕に総合管理計画でも回すというふうな方針があつとりますんでですね、その辺のことについて、今後、外壁関係とか窓とか、いろんなその辺の工事関係はどのように進めていかれるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長いいですか。  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

御質問の件ですが、町民体育館は建築年度が昭和53年ということで、41年が経過した施設でございます。平成2年度に外壁塗装工事をはじめ、必要に応じて改修工事を行ってきたという経過はございます。直近としては、平成28年度、約2,200万円をかけて屋根防水工事を行いましたし、また議員御指摘のように、今年度は540万をかけて床改修工事を完了したところでございます。あわせて、町民体育館館内天井改修工事实施設計を完了したところでございます。

現在、いわゆる体育館として、運動施設としての機能は十分に果たしている状況ではあると思うしておりますけれど、老朽化の対応、また災害時の避難所としての対応のためには、より一層の改善が必要であるということは否めず、町全体の財政計画に従って改修を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。結局、まだまだ対応する部分が残っているというようにお伺いしたんですけどもですね、結局あの施設は、今教育長言われるように、やっぱり避難所としての対応も考えなきゃいけないということで、頻度が高い、重要度が高い施設というのは、予防保全対策の観点から進めていかれるというふうに理解をいたしますんでですね、この辺の部分は、本当に何年か後の計画の中で、大規模改修の位置づけというふうに該当すると考えていいのかどうか、再度確認をしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大規模改修に、これ該当すると思うんですけど、全体的な事業計画の中でですね、やはり大規模改修というのをやっていかなきゃならないと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）

8番目に、記載しております役場庁舎整備事業について、さきの質問の中で内容の確認はできましたんでですね。

ただ、平成32年度までの実施設計、これに入り込ませなければならないというタイトなスケジュールが、業務スケジュールがあるわけですけどもですね、いろいろ前さばきをですたいしなきゃいけないことが十分あると思うんですけど、これについて本当にこの業務スケジュールで大丈夫なのかということを1点確認しておきたいと思っておりますけれども、まあ大丈夫と返事をいただきたいと思っておりますので、町長どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これ役場庁舎っていうことで、大変御迷惑をおかけするわけでございますけど、やはり老朽化っていうことも50年も経過しているわけございまして、これ耐震やるのか、建て替えるのかっていうことで思っておりますけど、やはり防災拠点っていうことで、先ほどお話がしましたように、町民の安全安心、暮らしを守るっていうことで、また防災の拠点になるわけですね。これ位置づけられているわけございまして、やはり町としましては、建て替えをしたがいんじゃないかということに至ったわけございまして。

しかしながら、この32年中に交付税措置がある起債っていうこと、25%の交付税措置があるわけですね。これを利用しない手はないんじゃないかということで、どうしてもタイトなスケジュールになると、私も考えています。

しかしながら、やはりこれは特別的な部署をつくるのかどうか考えてですね、やはり私とし

ては、やはり住民の皆さん方に早く丁寧に説明をして、やはり庁舎建設っていうことに、また議会の御理解を得ながらですね、庁舎建設に取り組んで、やはり設計っていいですか、そういう基本設計からずっとあるんですけど、そういうことをやはりやっていかなきゃならんのではないかと。やはり説明をしてですね、住民の方に説明をして、やはり納得をさせていただいて、町としてはやはりこれをやっていかなきゃならないのではないかと。

やはり25%の交付税措置というのが大変私も魅力的で、単独でやるよりは、やはりこれを選択したがよかったのではないかっていうことで、やらなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

さきの議員の答弁でですね、理解はしているんですけども、やはりそういうふうな業務に関してですね、次に、後もって一番最後に出てくるし尿処理の施設の前処理施設の問題なんかでも、やはり最初にそういうふうな話をし出してから、五、六年かかっているんですよ。

これは絶対、今町長が言われるようにですね、交付税対象の起債事業、この前制度改正があったからですね、32年度までのそういうふうな実施設計に入れ込めることができれば対象となるというようなことで、それ以前は、やはりちょっとニュアンスがちょっと違っていたんですけどですね、今度改正になったっていうことで、もうどうしてもやらなきゃいけない、そういうふうな決められた枠がありますのでですね、それはもうされると思いますんで、早く住民に知らせて検討を進めていかなきゃいけないと思いますので、十分その辺の煮詰めをお願いしたいというふうに思います。

それから、9番目にですね、町道及び県道の拡幅整備についてって、県道のことはですね、佐々鹿町江迎線とか、古川の県道のことだったんですけども、しばらく凍結しておくというように話を伺っておりますんで、そのことを別にして、町道関係の生活道路の関係について質問がございました。30年の6月定例会に出されておったんですけどもですね、以前にも28年の12月定例会にも出ておったわけですけども、やっぱりこのときの答弁はですね、地元関係者の協力が得られれば整備の方向を検討したいというような、その旨の答弁があつたわけですけども、現在の状況把握とか、そういうふうなことを努めると言われておったんですけども、検討された、状況把握に努められた経緯等をひとつお知らせ、教えていただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今御質問がありましたのは、町道東町線の拡幅と思いますけど、この住宅が密集していますので、やはり道路が一部分的には改修しているわけですけど、その奥がまだ改修が容易にできていないっていうことで、離合がなかなか厳しいということ、緊急車両等の通行にも支障があるっていうことで、道路の拡幅ってような課題をやっておるわけでございます。

平成31年の12月に、拡幅に伴いまして用地交渉ができる状況になりますが、ほかの道路整備等の優先道を考慮しながら、関係者の御協力を得ながら検討していかなきゃならないと、町としては思っているわけでございます。

もう一つは、平成23年にですね、町が宅地造成をしたときにですね、町道の口石水道線の、

あれ口石の東町線か、の一部の改良を、下の国道のほうから入られるようにですね、拡幅しておきまして、口石東町線と国道の分岐点の改良っていうことも行っているわけです。

そういうこと現状を踏まえながら、今の車両の改善を図られていると聞いていますけど、やはりこういう、それでもやはり上のほうの道が狭いということでございますので、町としてはやはり関係者の御理解を得ながらですね、御協力を得ながら、できるだけ進められればということでござっているわけでございますけど、やはり1つは用地買収にもものすごくお金が、多額のお金がかかるっていうことで、住宅の移転、住宅っていいですか、店舗の移転もありますので、多額の費用がかかるっていうことで、なかなか厳しいということ。

それから、もう一つは、電柱の移転もあるわけでございます。

そういういろんなことが重なっておりまして、この道路っていうのが、議員も御承知のように、信号機との国道との交差点の中、入るわけですね。そういうこと、右折帯もある程度の考慮をしなければならないということで、実現は至っていないわけでございますけど、関係者からの御要望もございますので、町として今後、道路網っていいですか、そういうこと計画をかけながらですね、立てながら、町としてはやはり検討していかなきゃならないと聞いていますので、やはり財政との都合もありますのでですね、この辺も十分勘案しながらですね、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

昼休みとなりましたけれども、一般質問が終わるまで続けさせていただきます。

1 番。

1 番（永安 文男 君）

町長、道路は地域、地区地区のコミュニティーで重要というようなことを再三お話になっておりますんでですね。

今、話聞いたら、やっぱり前からの答弁と同じように、やはりそれぞれ用地交渉が厳しい。電柱の問題とか、そういうふうにもいろいろ予算の問題とか、優先順位ば考えて。道路のストック計画、いろんな検討項目でずっと優先順位を決めながらやっておられるということは承知しておるんですけどもですね、そういうふうにも緊急度合いが高いというふうにも認識をされるのかどうかっていうことですね、再三質問があっていることに関しては、そういうふうにも、今町長から地元からのお願いもあっているっていうことですので、その辺のこともですね。

ただ、改良するだけじゃなくて、何らかの方法がないのかということで、この前のときも言ったと思いますが、一方通行にするとか、いろいろな方策関係なんかも検討してですね、そこに対応できる部分がありやせんかというふうにも思いますんでですね、その辺については早目にやっていただきたいと思います。

それから、10番目のし尿等の前処理施設関係、これさっきも言いましたように、再三質問をして、30年の6月定例会で見通し、方向性が示されて、平成30年の10月に地元説明会があって、そして施設の先進地視察も行われたわけですね。

きのうも委員会で説明があったようにですね、やはり4項目の重点項目として、何とか急いでやりたいということでございましたのでですね、その地元説明会の後に、なかなかどういふふうな経過になってんのかっていうのが、ちょっとわからなかったんですけど、私も地元として、どがんなつとこかって聞かれたもんですから、ここにちょっと一般質問で上げさせていただいたんですけども、きのうの委員会でですね、そういうふうな内容ということで説明をできる、概要版の説明ができることで理解をいたしましたんでですね、その辺については経過を説明できると思いますけれども、質問としてはですね、地元にも丁寧な説明をしていくというふうな町長の気持ちを地元の方も理解されておりますので、そのことに関して、この事業に関し

ては、理解の方向性がいつているというふうに思いますんでですね。

ただ、この説明会、再度概要報告の説明会をいつのスケジュールでやるというふうにお考えなのかということをお尋ねしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

この概要版につきましての地元説明会につきましては、まだちょっと今のところ、スケジュール的にはちょっと未定というところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

わかりました。ある程度の、やはり今、概要版がこの程度ということですからね、最終的に計画ができてしまった後ではですね、やはり地元の意向っていうか、そういう協議がどこに反映されるのかというのがわからない状況になりませんかという、ちょっと懸念もございましてですね、その辺の地元との協議というのを、最初丁寧に説明する、理解をいただくというふうなことでございましたんでですね、その辺のことを十分気がかけていただいて対応をお願いしたいというふうに思います。

やはり地元説明会のときに、いろんな質問が出ておったということは承知されていると思いますんで、その辺のことでやっぱり地元が心配している部分に対しての課題解決といいますか、懸念を解消するだけのことの対応をですね、お願いしたいというふうに思っておりますので、総合的に町長、考えをお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私も地元説明会に行ってお話をしたわけでございますけど、やはり懸念されるっていいですか、台数とか、あるいは臭気の問題ですね。それから、搬入ルートの問題もお話がありました。

やはり町としまして総合的に考えて、どれが一番いいのかということと、臭気の問題というとも十分勘案しながらですね、町としてやっていきたいと。

先ほど課長が申しましたように、ある程度のきちっとできました段階でですね、もう一度皆さん方にお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

そういうことで、よろしく進めていただきたいと思います。

10点ほどのハード関係の内容について、1年間の一般質問についてですね、お尋ねをしながら、今後どういうふうに進めていかれるのか、進捗とか考え方のあたりをお聞かせいただいた

んですけど、総合的にですね、急ぐ事業については、具体的に説明がありました。

なかなか進んでいない部分というのが、やはりちょっと心配する向きがありますのでですね、こういうふうな機会を捉えて、やはり一所懸命お仕事に頑張っていたきたいという気持ちを込めて申しあげましたんですね、企画さつきからさきの議員も言われたとおりですね、それぞれの担当部署の業務が大変だろうと思いますんですね、その辺は十分対応方をお願いしたいと思います。

次に、2項めの生活道路、これ私道ですけども、この整備についてお尋ねをするわけですけども、通告書のとおり、ちょっと読んでいきますけれどもですね、過去の、これ昭和56年ごろの住宅地造成に起因する未整備道路でありますけれども、これが各家庭の玄関口に入る生活用道路でありまして、下水管も埋設されております。地域の重要な主要な構造とも考えられる道路でございますけれども、この生活道路の現状はもう承知されていると思いますけれども、砂利道でこぼこ、水たまりがあったりというような状況の中ですね、お年寄りが転んでけがをされたりとかですね、夕暮れの回覧板を持っても、やっぱり危険で危なくてたまらんというようなことで、生活上の支障をきたしているという話も聞き及んでいるわけですね。

まず1点目は、こういった生活に支障をきたしているような道路の状況を、町長どういふふうにお考えか、一般的なことで結構ですので、気持ち的にはそういうふうな道路に対してのお気持ちをお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この生活用道路、私道っていうことになると、やはり町道認定がされていないわけですね。これを町で舗装するとか、こういうことはなかなか厳しいのではないかと私は思っています。

それで、町民の皆さん方が通行する際に不便を感じられるということはお聞きしているわけでございますけど、やはり過去にも、やはりアスファルトとか改良で陳情を受けて、要望を受けてきたわけでございますけど、やはり公費を投じて舗装を整備するというためには、やはりこれ先ほど申しましたように、町道認定というのをまず受けていただければと思っております。

その認定の条件っていうのが、やはりいろいろな基準が前つくつたと、永安議員も御存じだと思っております。その基準の中に、やはり舗装した道路であるところっていうことも書いてあるわけございまして、やはり基準に該当しないっていうことで、やはり必要額、要望に今お応えができていないっていうことで、大変申し訳なく思っているわけでございます。

ただ、議員御指摘の、1の指定道路ということで、築造当時の基準では、砂利敷きでもよかったということでございますけど、やはりこれもいろんな面で皆さん方が御不便に考えられていると思っておりますけど、町としてやはりなかなか整備をするっていうのは、今の状況では厳しいということでは思っておりますので、大変申し訳なく思っていますけど、やはり難しいということ御理解をいただければと現在のところはですね、思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1番。

1 番（永安 文男 君）

わかりました。やはり私道に対して、町道認定をすべく条件をですね、整えていないと難し

いという厳しい答弁でございましたので、そういうことは認識していきたいというふうに思います。

その部分です、やはり要望書が出されて、そして経過をです、地元の方にやはりしっかり伝えないと、もうずっと棚預けにされて十分な理解があつてなくて、いつも何かのときに出てくるわけですね。だから、その辺のことをです、今おっしゃったようにです、しっかりお伝えを整理しておきたいというふうに思いますけれども。

一般的なことを申し上げて恐縮なんですけど、結局町道に面している住民は、いろいろと町道整備がなされていって、環境的にもです、やっぱりそういうサービスを楽しむわけですね。私道に面しているところについては、やはり将来展望が持てないと。いつまでもこういう状態が、もう40年近く経過しているんですよ。

そういう状態の中でです、同じ住民でありながら、同じ税金を払ってです、やはり快適な生活環境に住民サービスの差があるということ、地元の方あたりはおっしゃられているわけですね。

だから、その辺のことについてです、何とか手を差し伸べることができないかというふうなことで、やはりこの差については残念で心が痛む思いがするわけなんですけども、その辺のこと、何とか解決法っていいですか、いろんな知恵を絞っていただいたなかです、対応をしていただくという、研究されることを期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

以上。

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、1番、永安文男議員の一般質問を終わります。

1時15分まで暫時休憩といたします。

（12時15分 休憩）

（13時15分 再開）

## — 日程第2 一般質問（橋本義雄議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、6番、橋本義雄議員の発言を許可します。

6番。

6番（橋本 義雄 君）

議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

今回は、まちづくりについて、後期基本計画について、町有のため池についての3問を質問させていただきます。

最初に、まちづくりについてであります、議会だよりの最後のページに、町民の声のところに、「物多田舎（もったいなか）！活かそう、遺産と資源」というタイトルで3項目載せてありましたが、その2番目に、「自然・健康・観光」と題して、「佐々川ウォーキングコースをフル整備し、長崎県一の美しさと長さを誇るコースの早期実現を！」と載っていました。

町長は、このことをどう思われますか。お聞かせください。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

今、橋本議員さんからの御質疑でございますけど、近年のやはり健康増進っていうことで、佐々川の河川敷のウォーキングする方ってたくさんいらっしゃるわけでございますけど、そういうことも私も時々歩きますので承知しているわけでございます。

佐々川の河川敷の上流の神田から下流の神田までっていうことで、ウォーキングコースをフル整備するっていうことで、私もそういうことが理想だと考えているわけでございますけど、やはり橋本議員も御存じのとおり、問題となるのが、新佐々橋の左岸側の狭小なんですね。通路部分があるわけございまして、そこが問題になるのではないかと考えております。

当該箇所については、以前もそういうことで一般質問が出されておるわけでございますけど、その際、河川及び道路の管理者であります、県が管理しているものですから、県と協議を必要だということでお答えをしていると思っております。

その後、県北振興局の河川課、それから道路維持課と協議を行ったところ、河川課からは、河川管理の管理用道路として、県で隧道の整備を行うには、やはり幅とか高さの規定で確保しなければならないっていうことで、現状の国道との土かぶりの関係上、施工ができないということでお話を聞いております。

それと、町が歩行者用の道路として隧道を整備する場合には、占用の許可が必要になるということございまして。

この河川課との回答を踏まえまして、国道の管理者である道路の維持課と協議いたしましたところ、国道の大型標識の移設と施工に当たっては、やはり全面的交通止めが必要だということでお話がありまして、迂回路の確保も必要になるのではないかとということも回答を受けております。

やはり事業実施に当たっては、現状はなかなか大変厳しいものではないかと考えておりますので、やはり長い時間と予算っていうことは大変多額の予算が必要になりますので、町の限られた予算の中でですね、この隧道を建設するっていうのは、今現状ではですね、なかなか厳しいのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

6番。

**6 番（橋本 義雄 君）**

隧道については、なかなか厳しいということでございますけども、私はこのことについてはですね、議員になってからずっと言い続けておるわけですよ、今、住民のほうからも、こういった声が上がってきとります。

それですね、私がかちょっと調べてみたんですけど、ウォーキング・トレイル事業といった事業があるわけですね。それで目的としてですね、国民の歩くニーズに応え、歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを図るために、生活者がゆとりと潤いのある実感できる質の高い歩道空間を形成することを目的とすると。

そういった形ですね、これは国土交通省だったと思っておりますけども、そういうことですね、今その文章を見たときにですね、もう佐々川がぴったりと、そういうことですね、私もこれをちょっと見てみたわけですけども、そういった、これが社会資本整備総合交付金などで実施されると書いてあります。

それですね、そんな大きな金は要らないんですよ。今、舗装はある程度できています。佐々橋のところからですね、新佐々橋までができていない。それから、新佐々橋から古川橋までができていない。あとできていない部分については、北部のほうが少し、市瀬、正興寺橋、それから市瀬神田線のところ。それと、正興寺橋から住宅に抜けるところ。そこだけしか、そこだ

けをすればですね、舗装どもすれば、大体つながります。

それで、今、トンネルのどうのというよりも、できるところからやっつけていけばですね、何とか後で解決方法も出てくるんじゃないだろうかと思はいます。

そういうことですね、下からずっと桜づつみから上がってきて、河川公園につなげるウォーキングコースと。それから、そういったところから皿山、そして菖蒲、それから三大祭りがあります桜のほうにつなげていく。

そして、そこまでは整備ができていますので、そういった自然とですね、向き合う中で、そして、そんなにかからなくてできるわけですから、どうですか、もう一度考えてもらったらどうでしょうか。できるところからやっつけていくということをお願いしたいんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ウォーキング関係で、ウォーキングソレ（橋本議員「トレイル。」）ソレイユですか。（橋本議員「トレイル。」）ウォーキング・トレイル事業って、国交省の社会資本整備交付金だと思いますけど、交付金事業があるってということで、私もそういうことをちょっとわかっていなかったもんですから、それについては、十分調べてですね、こういう事業が該当するのかどうかよく検討してですね、町としてやらなければ、このウォーキングというのは大変すばらしいことじゃないかと思はいますので、十分協議をしてですね、やっていきたいと思はっていますし、国交省のその交付金事業についてもですね、よく調査をしてやっていきたいと思はっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
6番。

6 番（橋本 義雄 君）

事例がありますのでですね、例えば、坂町を歩こうと。坂町というところですね、書いてあるわけですが、歩いて楽しい道づくりを指示し、国土交通省が平成8年度から始めた事業ということなんです。

これによりですね、緑豊かな景観・自然、そして歴史的・文化的施設等が結ばれて、訪れた人たちがですね、快適に散策を楽しめる地域のつくりをします。それぞれですということを書いてあります。

そして、それとですね、これは事業主体は自治体、町自治体ですね。そして、補助等が社会資本整備総合交付金と。そして、そういうことですね、内容としてですね、地域の豊かな景観・自然・歴史的・文化施設などを結び、訪れた人が安全かつ快適に散策などを楽しむことができる歩道者専用道路等の整備に対して支援を行うというふうに書いてあります。

今の佐々町のこの、町長も佐々川を中心としたまちづくりをします。景観的にはですね、やっぱりどこにもないすばらしい景観だと思はいます。

そういうことですね、そのまちづくりの中で、下からずっと桜づつみも河津桜から、あそこにつなげていって、河川公園につなげていって、そして忘れちゃいけないのは、そこまでしかできていませんので、北部のほうまで延ばしていくと。そういう形の中でですね、ぜひ考えていただきたい。

北部についてはですね、1回質問したと思はいますが、河川公園から先が便所がないんですよ。ですから、その北部の上のほうにですね、ちょっとした休憩ところとトイレあたりを設

置すれば、佐々町、佐々川沿いが上から下までつながってきます。

そういったことですね、観光的にもできるんじゃないか。そういったつながりをしながら、また古川岳もあります。

そういうことで、筋を1つ通して、それから枝葉をつけていって、観光につなげていくと。そういった観光といいましてもですね、なかなか一からやるっちゅうのは難しいですけども、少しずつ少しずつでける部分を結んで観光につなげていくと。そういうことであればですね、そんなにお金のかかるところじゃありませんし、トンネルについては何とかこういう技術が発展している時代ですから、どうかならんのかなあというふうに思うとります。ですから、今の箇所だけですね、ちょっと修繕してもらえば何とかなるんじゃないか。それで、例えば危険だからフェンスを張ったりなんだり、そういうことをしなくてですね、ちゃんとした佐々の花があるじゃないですかサザンカとか、そういうのをフェンスがわりに、あれは低木ですから、たしか植えられると思うんですよ。

そいけん、そこのところを含めて考えてもらえばいいのかなということですね、ぜひそういったものを考えてもらえば、予算的にいろいろ今大きな事業が、きのうから聞きましたけども、やはり住民の声というのも大事にしなきゃいかん。そうなってくると、こういったものはお金がそがなかからんでできるわけですから、そして住民の健康と自然豊かな佐々町を宣伝することによってですね、観光につながっていく。こういうふうに私は思うんですけども、どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり今おっしゃっている部分的な修理とか何とかこうお話がありましたけど、これがなかなかですね、部分的な修理だけでは済むものではないと思っています。また、距離がですね、大変長いわけでごさいます、防護柵とかいろんなものが出てくると思うんです。安い金ではできないと思っておりますし、今交付金があるというお話ですけど、これも該当するかどうかですね、まだ私のほうも、調べていないんでしょう。建設もちょっとわからないものですから、該当をですね、するのかどうかというのもわかりません。

どちらにしましても、交付金事業であれば多分4割の補助金があると、交付金があると思っております、全体事業で。該当すればですね。だから、そこら辺がちょっと私のほうもわかりませんし、やはりもちろん健康的なウォーキングコースが全体的にですね、つながっていけば、やはり住民の方は喜ばれて、大変健康的にもいいんじゃないかと私も思っておりますし、やはり川のそばを歩くというのはですね、大変すばらしいことだと思っていますけど、やはりそこら辺の費用がですね、どうなるかというのは、我々も決めなければなりません。

先ほどお話がありましたように、財源的になかなか厳しい今ところに来ているわけでごさいますので、そこら辺を総合的にですね、勘案してやっていかなきゃならないと思っていますので、とりあえずは社会資本整備事業というのは該当するのかどうかよく調べてですね、調査してみますので、そういうことでどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
6番。

6 番（橋本 義雄 君）

今そういう説明がありました。もう一つですね、これは事業を進めるためにはですね、やは

り地方自治体等の道路局部って書いてありますから、もう大体建設課だと思います。これは、河川、それから公園ということでも建設課だと思います。主体となり、地域住民やウォーキング団体等の協力を得てですね、歩道者専用道路や休憩所施設、案内標識などを自分たちで整備をすると、そういうふうに書いてあります。そういうことですね、先日神田はウォーキングがありました。その前はたしか市瀬町内会もウォーキングがあったと思います。

それで、また町のほうはいつあるんですかね。もうそろそろあるっちゃないですか。ウォーキングは。福祉のほうで考えておられるんでしょう。そういうことですね、少しずつウォーキングをする人たちが増えてきております。そういうことで、総合的にあちらこちらでウォーキングをされて、そして佐々町の一つのメインイベントとして、佐々町ウォーキング大会とか、そういった大きな事業もできるようになります。そういうことで、ぜひ取り組んでもらえばということをおっしゃっています。

それから、こういった事業についてはですよ、やはりボランティア的なものもありますので、地域の皆さんとしっかり話をしながら前向きに考えてもらいたいと思うんですけれども、もう一回どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、またウォーキングとウォーキング場を整備するというのは、また別だと思います。また、ウォーキングについてはいろいろ大会をですね、また町として健康面とかいろいろありますので、これはまた教育委員会とか福祉関係でウォーキング大会はされると思いますけど、整備については先ほど申しましたように、建設課とか何かがあるわけがございますけど、先ほど今言われましたことについてはまだ我々もよく把握していませんので、それは見ながらですね、やっていかなきゃならないと。

それから、予算面についてもですね、やはりいろんな、今橋本議員が安い金でできますよとかこう言われますけど、金がかかると思います。今、トイレとか休憩施設とか言われましたけど、それでも大分金がかかる。だから、そこら辺もですね、やはりこういう事業に該当するのか、社会資本整備事業に該当するのかというのは、担当の今建設課のほうで調べると思いますが、そういうことを調べてからですね、よくまた協議して、また御相談を申し上げたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
6番。

6 番（橋本 義雄 君）

そういうことを言えばいいのかなあと思ったり、またそういった大会をしたりなんたり、楽しいことを言うと、じゃあやってみようかという気に町長がなればいいなあとあって、ちょっと言ったんです。

それから、今笑いよらすですね、教育長が今ちょっと笑いよらすけど、教育長にしてもですよ、やはり小中学校が控えているわけですよ、佐々川沿いにですね。そうすると、体育の授業とか、そしてクラブでジョギングしたり、体力づくりをしたり、それにはもってこいの、交通を遮断して歩いていくコースですから、ランニングもできるし、いいんじゃないのかなって思いますが、教育長はどう思われますか。

議長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

現在ですね、佐々小学校が夕焼けウォーキングということで、以前は夏休みやっておったんですが、ことしは春先にやってるんじゃないかなと思っています。また、中学校の駅伝練習で河川敷を使ったりということで、本当にいろんな意味で活用させていただいております。いわゆるウォーキングという意味では佐々川の河川、今整備されているところを活用させていただいております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）  
6番。

6番（橋本 義雄 君）

そういうことですね。学校教育から、そして住民から、そしてよそからまた多くの方が来てもらえるようにといたら、そういった整備が一番早道じゃないのかなというて、やはり健康で楽しいまちづくり、町長がいつも言っているですたい。住むなら佐々と。そういうふうなイメージができるようなコースをまたつくってもらいたい。住民もそういうふうに議会だよりで載せてありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。ということで、この件につきましてはこれで終わります。

続きまして、佐々川内の佐々橋から上流の小春橋間が雑木や竹など生えてですね、防災的にもまた景観的にもよくないと思います。伐採を県のほうで今するようにされて、もうそろそろかかれるのかなと思いますけれども、伐採ただけではですね、もう2年ぐらいしたら、またもとに戻ってしまうわけですから、思い切ったことをやったらどうかと思っています。やはり先ほど言いました河川公園までつなげるような一帯を公園化、公園じゃないですけど公園化しながらですね、佐々町の顔として佐々川を生かしたまちづくりに取り組んで行かれたらと思いますが、どうでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町長（古庄 剛 君）

河川の中にいろいろこうつくるといのはなかなか厳しいと思っています。今御質問の件につきましては、今年度県のほうに要望させていただいて、今年度中にですね、佐々川上流とそれから大新田の井堰の下流の間まで、雑木等ですね、伐採とそれから土砂の堆積している部分についてですね、河床の掘削ということでお願いをしているわけでございます。

なお、工事のこの実施に当たりまして、あそこら辺がシロウオの生息で卵を産むところでもありますけど、それからアユとか産卵も十分配慮をしていただくようにですね、お願いしなければならないと思っています。

また、伐採後の公園化というのは、これはですね、大変アイデアって、一番あそこはいいんですけど、なかなかですね、場所的に厳しいのではないかと考えていますし、やはりここは農業用水を、取水口もあるわけですね、あそこには。だから、そこら辺でやはり子どもたちというか、深いところもあるわけですね。それで、子どもたちの安全面を考慮した場合ですね、やはりなかなかそこにつくるといのは厳しいのではないかと考えていますので、どうぞよろしく

お願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

確かに公園化というのは難しいと思います。ですが、私が言おうとすることはですね、もう少しきれいな形で、例えばもう竹とか木のあるとは根から取らんば、ちょっともって生えてくるわけですよ。それで、樹木だけ取り除けばですね、よしっていいですかね、下に生えていますけど、そういったのが生えてきだすと、もうそれが景観がすばらしくよくなってきますしですね、それと佐々川再生の会という会で佐々川をきれいに毎月しておられるようで、私も時々見るわけですが、そういった木とか竹とかばっかりあるとにですね、結構高齢の方も一生懸命一生懸命草刈ったりなんだりしよらすですよ。

そいけんでですね、そうなればですよ、もう少し管理もしやすいように木の根ぐらひは取ってやって、竹の根も取ってやると。そうすることによって、ボランティアさんもしやすくなるんじゃないのかなと、そういう気がいたします。そういうことですね、そういった美化をしてもらえればと思いますし、ただ先ほど町長が言われましたようにアユとシロウオはそこが、橋から橋の間が産卵場になっているんですよ。それで、これはぜひ町も力を入れてですね、産卵場のどうしたらいいのかというのは、もう当然県と相談しながらですね、やっていく、黙ったっちゃやっていかんばいかんという、私は思ってるわけですよというのは、というのは、もうことしもなかなかシロウオが上ってきてとれんというふうな情報も入っております。

そういうことですね、その産卵場についての整備というのも県と話をしながらですね、やってもらえればと思っております。それから、そういったことでアユの放流とか、そういったものも小学校で課程されていると思うんですけども、そういった自然に親しめるようなところも出てくると思います。だから、そういうことを含めてそういった環境整備をしたらどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど木の伐採等もお話をいたしましたけど、河床の先ほど掘削を行うということもありますので、雑木とか竹の根なんかも根のほうからですね、取っていくということで、我々はそういうことでお話を聞いておりますので、多分きれいになるのではないかと考えています。

しかしながら、先ほど申されましたようにやはりアユ、シロウオの産卵地区でもありますので、そこら辺はやはり我々も注意しなきゃならないし、県のほうにもですね、そういうことをお願いしてからですね、資料もうちにありますので、そこを皆さんには話をしてですね、やっぱり注意深くやっていかなければならないと思っています。

雑木はもちろん何年かたてば生えるかもわかりませんが、やはり根からの除根というのはもちろん我々も県のほうにもお願いしているというところがございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

今町長が言われたとおり、根も取っていただければ環境的にですね、やっぱりすばらしい、橋と橋がきれいに見えますのでですね、佐々橋から新佐々橋、新佐々橋から古川橋、古川橋から小春橋とその間々にですね、景観が戻ってくるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いします。

それから、それでは次に移ります。後期基本計画についての中にですね、農村景観の保全、創出の取組で里山や水辺の手入れ、植林、美化、農業体験も行いつつ、これからの活動を推進する体制をつくり、リーダーや組織の育成に取り組みますとあります。どう取り組まれているのか、具体的に説明をお願いしたい。また、リーダーの育成がなされたのか、それをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

農業の景観保全ということで取組むということでございます。農業の有する機能といいますか、食料生産以外にやはり洪水の発生を抑えるということももちろんあるわけございまして、地下水を豊かにしたり、ゆとりや安らぎを与える場ということで、多様な動植物の生活の場となるなど、農業というのは多様な機能が、多面的な機能があるということで、その利益を広く皆さんが受けているということで考えています。

しかしながら、皆さんも御存じのように農村の過疎化とか、高齢化などによりまして農業の方が少なくなっていることから、やはり集落の機能の低下ということで、農地や農業用水路、それから農道等の維持保全というのが大変難しくなってきていると。また、この問題はやはり地域で担い手の農家の負担というのが、やはり増加しているところでございます。このためにも国の制度で、これらの農地とか農業用地を、農業施設を農家や、それから非農家を含めた地域ぐるみでですね、維持管理する活動といいますか、水路や農業用途の補修をする、施設の長寿命化のための活動に対し、支援する仕組みっていいですか、そういうのがありまして、多面的機能支払交付金制度やそれから中山間地域等の直接支払交付金制度があるわけでございます。

本町もこれらの制度に今取り組んでおりまして、町内各組織で活動をしていただいているところでございまして、この活動によりまして、農業農村の基礎となる農地や農業用水路等の自然の資源の保全等資質的向上がはかられておると思っております。また、農業が本来持っている自然的環境が維持増進されているほかに、農家以外の地域の住民にも御賛同をいただいております。このことにつきましては、町内各地で行われていますボランティア活動にも少なからざるつながっているのではないかと考えているところでございます。

また、この活動を継続していくって行うことによりまして、地域でのリーダーの育成につながるのではないかと考えておりますので、本町としましてもこの制度を今後とも活用していかなければならないと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長、リーダーの育成はなされたのかということで。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

リーダーの育成につながると思うたですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）

そうですか。すみません。

6番。

6 番（橋本 義雄 君）

今説明がありました。この景観というのは、今つくったわけじゃないですね。先輩たちから、特に佐々は中山間が多いですから、棚田の管理、中央においては町の建物と田んぼのバランスということですね、すばらしい景観が、農家の稲作をすることによってですね、つくられている棚田、春夏秋冬全部景観が変わるわけです。そういったすばらしい中にですね、やはり農家の人が一生懸命それを頑張っているんだということをまず言うておきたいと思います。

それから、そういったことからですね、文化的にもつながっていくと、そういう景観のあり方に今、大変苦慮されているのは耕作放棄地、それから遊休農地、そういったものをですね、やっぱり農業委員会も今一生懸命、農業委員の方がやっておられますけども、そういった人たちの手助けといいますか、そういったことについてですね、全体的に、またそれが農業の振興につながっていくんだということで、農業者は専業農家ばかりじゃなく、やはり兼業農家として頑張っている方もですね、大変苦勞されて棚田あたり頑張っておられますので、そういった人たち、農家の支援というものを考えていただければと思います。

それでは、このことについては余り言いません。それぞれの町内地域ですね、考えていくことでありますので、そういうことで、次に移ります。

次に、町有のため池についてですね、以前一般質問をした中で、佐々町のため池についてどのような状況であるのかと把握する必要があるということ saying していたわけですが、その答えとしてですね、ため池の状況調査については、個所数が多いが実施に向けてやっとなければならないと考えているという回答をもらいました。その後、どうされておるのかというのをお聞きしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

本町のため池の調査は、以前行いました。全町内の全ため池の場所、規模について今把握しているところでございます。また、平成25年度に県において実施されました、ため池一斉点検によりまして、基準を上回る漏水量やそれから媒体の余裕高の不足とか、施設の老朽化によりまして整備が必要とされ、地元の同意が得られた場所については県営事業としまして、ため池の改修工事を平成33年度完了に向けてですね、計画的に今実施されておりまして、本町では3か所のため池について改修工事が行われているところでございます。

今後になりますが、今年の7月豪雨によりまして、ため池の決壊による被害が全国に発生したことから、これまでの防災重点のため池の要件を変更されることになりまして、国の指導により選定された、ため池ごとに位置図や、それから浸水想定区域図、それからハザードマップ等の作成をする必要があるため、補助事業を活用して今事業を進めていきたいと考えているところでございます。

このように、ため池整備事業及び今後の対策としまして、国の防災、減災事業としてあるように、緊急時の迅速な避難行動につながる対策及び施設機能の適切な維持や補強に向けた対策

とした取組、防災意識を高めるとともに、日ごろの管理も十分行っていただくよう注意喚起を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

今説明がありました。昨年の7月の西日本豪雨ではですね、32のため池が決壊しております。それから、福山市では決壊による土砂災害で家が流され、3歳児が亡くなっております。また、福岡の朝倉市であります、48か所ため池が被災し、大災害を起こしております。そういうことでですね、まず最大の問題は危険なため池の把握が遅れてるってということで、そういう災害に結びついたと。そのように書いてありました。

基本、やはり町有もしくは自分の所有である人が、責任を持って堤の強度を確かめるというのが基本なんですけども、やはり大雨の時期そしてまた高齢化しているということと、農家の減少が進んでいるということですね、なかなかため池が管理が行き届いていないというのが今の現状です。ですから、今ですね、ため池の下に住宅というのがたくさんできております。そういったため池を中心としたですね、把握をしていってですね、ちゃんとした危険箇所というものを見つけていかないと、災害につながっていくんじゃないかと、そういうふうに思います。

私がですね、堤関係で、私の関係でしているんですけども、やはりなかなか管理するうんぬんがありません。ですから、町のほうもですね、ある程度、大体300余りあると聞いております。ため池がですね。しかしながら、そういった住宅のあるところとかをですね、重点的にやっぱり把握をしておく必要があるんじゃないのかと思います。そうしないとですね、いざというときにもう、皆さんは佐々川が氾濫する状況にあったときには、よく危ないなと思って見ているわけですけども、逆に堤がですね、堤は大体水をためるようにつくってあるのがため池ですから、そういった豪雨が降るときにはですね、見る見る間にいっぱいになって、道のほうに流れてくるとそういう状況も私は何遍も見ております。

ですから、そういったものを含めてですね、今防災マップをつくるということでは言われていましたけども、その中にですね、そういった箇所も入れ込みながらつくっていくと、防災マップをつくるということにしたらどうでしょうか。

今ですね、堤関係で、じゃあちょっと例えばで言ってみますと、今状況で、例えばですよ、堤が、栓が抜けなくてももうどうにもならないと、そして下のほうには住宅があると、そういったところがあったときに、町長はどう指示をされますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

下の住宅地に迷惑がかからないように、水の栓をですね、抜いていただくような。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

栓が抜けてない場合。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
抜けないって、それは抜かすことせんば、それは担当のほうで答えさせますので。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

ただ今の御質問でございますが、基本的にはですね、やはりため池につきましては、その利用者につきましての管理という形になっております。ですので、水が多くなりますと抜けるような仕組みということで洪水吐等もございますので、そこがしっかり機能するような形をですね、管理いただくという形で見ていただくのは十分必要ではないかと思っております。

ただ、それ以上ですね、やはり洪水等もですね、豪雨になった場合はですね、そういう場合に備えまして、先ほど町長のほうからも説明がありましたとおり、次年度以降にですね、防災マップといいますか、ハザードマップをつくるような形で、国のほうからも言ってくる分もありますので、そちらのほうを進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
6番。

6 番（橋本 義雄 君）

今回答がありましたけれども、あのですね、そういった例もあるわけですね。そうなったときに、やはり関係者は減っていく、それで修理するお金は出しきらない、そういったときにはやはり国県の制度の安い利子で、利子じゃなくて、手出しでできるようなものを模索しながらですね、やっていかんばいかんとですけど、国に、県にのらない分について、危険だというときにはやはりそういった処置というのは危ないと思えば補修はしていただけるんですかね。そこちょっとだけ。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

補修につきましては、現在、原材料とかの支給をですね、行っておりますので、利用者におきまして管理等で必要になった場合はですね、そういった形での補修等をやっていただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
6番。

6 番（橋本 義雄 君）

堤をですね、やはりそれぞれの形で管理せんばいけない状況にありますし、町有の堤であり

ますので、災害が起きるのは大概6月から梅雨明けに大水が降るということでございますので、そういった前に点検をしながら、そういつて危ない、これは修理せないかんというときには、それなりのことをやってもらえればと、そういうふうに思います。そういうことでですね、堤も前に把握をすると、特に住宅の下、住宅がたくさんあるところについては何か所かあると思っておりますので、そういうことも踏まえてやっていただかねば、把握をしてください。そういうことで、終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、6番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。  
10分まで、暫時休憩といたします。

（14時03分 休憩）

（14時11分 再開）

— 日程第3 議案第1号 佐々町職員定数条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。  
日程第3、議案第1号 佐々町職員定数条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議案第1号を今上程しておりますけど、提案理由の「改正を行いたい」の「たい」っていうのが抜けておりましたので、議員の皆さん方につきましては、差し替えをさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（議案第1号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

議案差し替え、申し訳ございませんでした。

それでは、1ページをめくっていただきまして、佐々町職員定数条例の一部を改正する条例、佐々町職員定数条例（昭和52年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、まず第1条でございます。条項で「21条」

が「19条」、それと「20条の第2項」が「26条の第2項」になっている部分につきましては、ちょっと条項等のずれが生じておりますので、修正させていただいております。

あと、今回「教育委員会と教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員」、こちらの部分を「教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関」ということで統一しておりますので、文言のほうを修正させていただいております。

第2条が主な改正となります。第2号の町長の事務局の職員数を「92名」から「94名」、めくっていただきまして、4号の教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員15名、すみません、改正前が事務局の職員が6名と教育機関の職員が11名、合わせて17名のところを、改正後の、合わせまして15名のほうに改正させていただいております。これは、幼稚園のほうが廃園になったということで、本来なら廃園時にこのような改正をすべきでしたけど、今回遅れて修正させていただくものでございます。

なお、資料としましては、つけております分は佐々町職員定数条例の一部改正についてということで、資料をお付けしておりますけど、その分につきましては改正前と改正後、その定数と実人員がわかるような形で表を付けさせていただいております。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

確認なんですけども、2ページのですね、第3条の「以下」っていうのは、条文というのはなかったのかなっていうのがちょっと疑問でありましたので、お願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩、よかですか。  
暫時休憩します。

（14時15分 休憩）

（14時16分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

申し訳ありません。ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ほかにないようです。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第1号 佐々町職員定数条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第2号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

資料のほうをお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてということで、国家公務員と同等に地方公務員につきましては、時間外の上限設定というものがございませんでした。民間につきましては、労働基準法の中に時間外の設定がございました。政府のほうの働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づきまして、その部分が強化されましたので、それにあわせて国家公務員のほうの人事院規則が改正になりましたので、それにあわせて本町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例のほうに、その部分の勤務時間に関する必要な規定について規則のほうへ委任するという形で、新設をさせていただいております。

ですから、条例自体は規則に委任する規定を設けたという形になっております。中身につきましては、改正の概要ということで2のところに書いてございます。職員の勤務時間、休暇等に関する規則についてということで、超過勤務命令の上限時間、これが1年で360時間、1か月で45時間以下と。他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員、1年で720時間、1か月で100時間未満、かつ2か月から6か月の平均が80時間以下という形になっております。

また、上限時間の特例ということで、上限時間を超えて超過勤務を命ずることが業務ということで記載されている災害等の業務という形になっております。

施行日につきましては、31年4月1日からということで、次のページにその職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則ということで、今回規則のほうでちょっと説明させ

ていただきますと、3条の3、こちらのほうに先ほどの概要で説明しました条項を加えさせていただきます。

以下、3条の4、5、6という形で挿入されていますので、その部分につきましては以前からあった部分が繰り下げになったということで御理解いただければと思います。3条の10で、アンダーラインのところがございますが、こちらはもともと条項的にちょっとおかしい部分がありましたので、今回の改正にあわせて整理をさせていただいたという形でございます。

それでは、議案のほうに戻りまして、朗読させていただきます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下、「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、第8条の3項のほうに前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるということで、こちらがいわゆる本庁の職員の時間外勤務の分を規則のほうで定めましたということ、今まで時間外勤務の上限という部分につきましては、労働基準法のほうの該当はありませんでしたので、なかったという形になりますけど、働き方改革の中でこのような基準が民間のほうは規制されましたので、本庁の職員についてもこのような形で時間外のほうの上限を定めさせていただいたという形となっております。

よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

確認を1点、まず労使合意による提案なのかという部分が1点。

2点目、委員会で調査をさせていただいた折、この他律的業務の比重が高い部署というポイントについて、他の自治体では町にはそういった部署はないでしょうということで、改正を今回上げられていないような答弁もいただいておりますが、今回どのように上がってくるのかというふうに見たところ、他律的業務が含まれているのかなというふうに判断しているんですけども、説明資料の中で基本1年で360時間、1か月で45時間以下という、まずはその縛りの中に、上限を超えて超過勤務を命令することができる業務として、当然公務としてありますので、大規模な災害への対応と、こういった部分については他律的業務の比重が高い部署とは別枠で許される範疇ではないかと判断しております。あえて、他律的業務の比重の高い部署を加えられたという点において、本庁にはどのようなことが考えられて今回盛り込まれているのかを確認したいと。2点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

まず1点目の労使合意に基づくものかということでございますが、こちらにつきましては組合のほうに相談させていただいております。

2点目の他律的業務の比重が高い業務ということでございますが、国のほうでは国会関係とか国際関係とか、法令協議とか予算折衝業務とかいう形で記載されております。本庁の場合はどうかといいますと、本庁の場合、想定されるのが例えば会計検査とか、大規模な、例えば国の制度改正があった場合とか、そういう部分が含まれるのかなということで、こちらのほうとしては、執行のほうとしては考えております。ですから、条例上、他律的業務の比重の高い部署という形で、どこかの課が規定されるような表現のほうになっておりますが、こちらにつきましては全体的な全ての部署が含まれるのかなということで考えております。

また、時間外の29年度の状況を見ますと、残念ながら本来ならこちらの360時間、1か月45時間以下という形で業務管理ができればというような形で考えておりますが、現実問題としまして、その時間を超えた職員がいるのも事実でございますので、このような形で今回制定させていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

1点目は合意のもとかと、相談はしましたとおっしゃられましたけども、労使合意なのかという点の回答がいただけませんでしたので、その点を再度確認させてください。

2点目は、今回法が求めている趣旨に反するような答弁があったと、現状がこうですのでそれを回避するためのというふうに捉えられるような答弁であったというふうに私は解釈してしまうものですから、そこは本末転倒ではないかというふうに感じとれます。また、大規模な災害への対応とかは他律的業務とは別枠で公務員にはオーケーだという部分があると思います。だから、そこは何か拡大解釈をしている部分と何か曖昧、ちょっとわかりにくい点がありましたので、再度詳細の説明をいただければと。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

労使合意に基づくものでございます。

2点目の他律的業務の部分でございますが、先ほど私のほうの説明で、29年度の実績がこうあったからこういう形で残させていただいたというような御説明いたしましたけど、現実問題として先ほど言いましたように、会計検査とかそれとか大幅な制度改正、例えば以前であれば介護保険、それと後期高齢者医療制度、そういうような大規模な制度改正が含まれる、ある場合はどうしても業務的には通常の業務以外の業務が出てこようかと思っておりますので、その部分に対応してこのような制度で残させていただいたということで、御理解いただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

1点目、労使合意については確認させていただきました。

2点目はですね、法が求める趣旨に反するような解釈のものの運用は求められるものではないと思います。正しい解釈のもと、原則は原則としてですね、適用されることを要望し、質疑

を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

委員長が質問なさったのでいいだろうと思って質問させてください。2月13日にですね、所管事務調査でこの案件を調査したんですけど、29年度実績で月平均43.8時間というお答えをいただいているんですけど、通常の縛りでは45時間以下ということで、もう間近に45時間が1人当たり平均来るわけですけども、そしたらタイムカードの件もお尋ねしとったんですけど、当日は資料がないということでお答えがなかったんですが、実際にタイムカードを今使っているかどうかわかりませんが、出勤した時間と帰る時間の平均ですね、仕事なさったのか、協議なさったのかはわかりませんが、タイムカードの時間との差はどうなっているんですかね。そこら辺をお尋ねしたかったものですから、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

今タイムカードと言われましたけど、今セキュリティーカードのほうで出退勤の管理を行っておりまして、30年1月から30年12月までのそのカードに基づきます実庁舎にいる時間でございますが、業務とは関係なしに早朝、ぎりぎりにお出勤するわけではございませんので、やっぱり10分、15分先にお出勤しますし、かつ退庁も業務を終わってからやっぱり後片づけの時間という形の中で、どうしてもすぐにはタイムカード、タイムカードというか、セキュリティーカードを打てないという部分がございますので、そういう時間を勘案しますと月平均25時間、平均ですね。月平均25時間で。一方時間外勤務ということで命令している時間につきましては、月平均14時間、6割程度ということで今データ的にはとっております。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

時間外命令でしているのが14時間ということで、前回の2月13日にお尋ねした実績のあれは、43.8時間というのはどのように解釈すればいいんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

申し訳ありません、説明が足りません。職員の中で、こちら29年度のデータになりますが、一番残業している者の時間がございまして、その者が月平均しますと43.8時間、一番残業している者が、職員の中で一番残業、時間外勤務命令を与えている者が43.8時間、月平均でやっているということがございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

わかりました。時間外の命令は各課の課長さんの客観的立場で判断して命令なさってると思うんですけども、あと当初予算の中でまたお尋ねすることもございますけど、よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑終わります。  
これから討論行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第3号 佐々町学童保育条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）  
日程第5、議案第3号 佐々町学童保育条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第3号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、お手元の資料を1枚めくっていただきまして、佐々町学童保育条例の一部を改

正する条例。佐々町学童保育条例（平成18年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下、「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下、「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下、「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

すみません、新旧対照表のほうになりますけれども、今回の改正につきましては提案理由のとおりでございます。近年の利用者の増加傾向を受け、口石学童保育において第3学童を追加するというものでございます。

なお、改正前の第2条のただし書きがありますけれども、これにつきましては当初まだ利用者が多くなかった時期において、第2学童を、保育を設けることも設けないことも想定されておったというふうなことから、今回は利用者の増加に伴いまして、第3学童保育の追加が確定的でございますので、このただし書きの条文を削除させていただくものでございます。

めくっていただきまして2ページのほうになりますけれども、新旧対照表が掲載されております。こちらで口石小学校のほう、口石学童保育のほうで、第3学童が追加されて定員が135名というふうになってるところでございます。

最後、附則になりますけれども、この条例は31年4月1日から施行するというところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これにて討論を終わります。

これから採決を行います。議案第3号 佐々町学童保育条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第4号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、お手元の資料を1枚めくっていただきまして、1ページということになります。  
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年佐々町条例第26号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるというものでございます。

すみません、今回の改正につきましては、提案理由にありますように、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴う今回の改正ということになります。改正点は、3点ということになります。

まず1点目ですけれども、災害援護資金の貸付利率の改正ということになります。第14条ですけれども、「年3%とする」となっていたところを「年3%以内で規則で定める率」ということとでございます。規則ではいわゆる無利子とするというふうなことが可能になったということとでございます。

それから、2点目でございます。償還期間の改正ということになります。これは、第15条におきまして、これまで年賦償還のみとなっておりますけれども、そこに半年賦償還または月賦償還ということで、これが新たに追加をされたものでございます。

それから、すみません、めくっていただくこととなります。3点目ということになります。保証人を設けないことでの改正ということになります。この15条第3項において、これまで保証人の設定が義務付けられておりましたけれども、大規模災害等も踏まえたなかで、保証人を設定することが困難な場合が想定されるというふうなこともあり、法律が改正されておりますので、そういったことも踏まえて、今回の法改正で、市町村の裁量により保証人を設けずに貸し付けを行うことが可能となりましたので、そのような形で条文から保証人の文言を削除をさせていただいたところでございます。

最後になりますけれども、附則のところでのこの条例は31年4月1日から施行するというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
これから質疑を行います。  
8番。

8 番（須藤 敏規 君）  
委員長の許可を得ましたので、質問させてください。ちょっと確認したいことがありました。通常3%以内となったのが3%にしたということですが、現在利率は、市場の利率は幾らぐらいになっているのか、わかりますでしょうか。年賦、半年賦いろいろ、3種類あったようなんですけど、わかっておれば。そして、役場でこれ受け付けるようになるんですけど、どがんでしょうかね、書類的には難しいのかなと思って、どんなものでしょうかね。わかっている範囲で結構ですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

申し訳ございません。利率につきましては今、手元に控えがございません。手続きにつきましても、過去に事例がございますので、申し訳ございません。改めて御報告ということでもよろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
いいですか。そしたら8番議員、後で報告ということでようございますか。  
暫時休憩します。

（14時42分 休憩）

（14時43分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
もう一回言うてください。どうぞ。  
8番。

8 番（須藤 敏規 君）  
質問の趣旨がちょっと間違うとったようなんで訂正します。3%の利率ということを決められましたけど、市場では今貸付利率は、以内と定めてありますけども、市場ではどの程度貸し付けでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

大変申し訳ございません。もしお許しいただければ調べて改めて御報告させていただければと思いますけれども。

議 長（淡田 邦夫 君）  
それで8番議員いいですか。  
8番。

8 番（須藤 敏規 君）  
はい。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件は、  
原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

（14時44分 散会）